平成23年第4回定例会

教育福祉常任委員会 会 議 録

期日:平成23年12月15日(木)

場所:大曲庁舎 大会議室

大仙市議会教育福祉常任委員会会議録

日時

平成23年12月15日(木曜日) 午前10時00分 ~ 午後 2時48分

会 場

大仙市役所 3階 大会議室

出席議員(7人)

1番藤田君雄 6番杉沢千恵子 9番小松栄治

12番 石 塚 柏 14番 大 野 忠 夫 19番 大 山 利 吉

26番 佐藤孝次

欠席議員(0人)

なし

説明のため出席した者

昭 健康福祉部長 佐々木 社会福祉課長 佐々木 清 哉 社会福祉課参事 逸 見 博 幸 児童家庭課参事 伊藤美喜男 健康増進センター所長 今 田 秀 俊 教育指導部長青 晃 吉 谷 次長兼教育総務課長 佐. 藤 裕 康 給食センター所長 鈴 木 喜 次長兼花館公民館長 竹 内 孝 悦 次長兼文化財保護課長 熊 谷 博 英 次長兼スポーツ振興課長 松 岡 伸幸

健康福祉部次長 山 谷 勝 志 社会福祉課参事 関 道 寛 児童家庭課長播 塺 幸 子 児童家庭課参事 髙 利 省 橋 教 育 長 浦 憲 生涯学習部長 茂 武 田 教育総務課参事 佐 藤 彰 洋 教育指導課長 晃 小笠原 生涯学習課長 寿 滝 沢 清 文化財保護課参事 細 JII 良 隆 スポーツ振興課参事 石 Щ 齊

第	1	議案第228号	大仙市保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定に
			ついて
第	2	議案第231号	大仙市介護老人保健施設設置条例を廃止する条例の制定につ
			いて
第	3	議案第238号	鞠子苑の指定管理者の指定について
第	4	議案第239号	土川保育園の指定管理者の指定について
第	5	議案第240号	平成23年度大仙市一般会計補正予算(第11号)
			(健康福祉部 質疑まで)
第	6	議案第227号	大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関
			する条例の一部を改正する条例の制定について
第	7	議案第229号	大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
第	8	議案第230号	大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について
第	9	議案第235号	大仙市立協和公民館淀川分館の指定管理者の指定について
第 1	0	議案第236号	大仙市協和淀川農林漁業者トレーニングセンターの指定管理
			者の指定について
第 1	1	議案第237号	大仙市西仙北緑地運動広場野球場等の指定管理者の指定につ
			いて
第 1	2	議案第240号	平成23年度大仙市一般会計補正予算(第11号)
			(教育委員会 質疑まで)
第 1	3	議案第240号	平成23年度大仙市一般会計補正予算(第11号)
			(討論・採決)
第 1	4	議案第242号	平成23年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算(第3号)
第 1	5	陳情第 35号	学校給食に地場産野菜活用の一層の向上を求めることについ
			て
第 1	6	陳情第 38号	「介護職員待遇改善交付金の継続」の意見書採択を求めるこ
			とについて
第 1	7	陳情第 39号	大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求めること
			について

第18 陳情第 40号 「社会保障と税の一体改革」の中止を求めることについて 第19 所管事務に係る閉会中の継続審査及び調査に関する件

午前10時00分 開 会

○委員長(大山利吉) おはようございます。

それでは、只今から教育福祉常任委員会を開会いたします。

当委員会に付託された事件につきましては、別紙日程表のとおり審査いたしますので、 よろしくお願いいたします。

なお、基本条例の施行に伴い、委員会会議録をホームページ等で公開することになっております。 1 1 月 1 8 日に開催されました議会運営委員会におきまして、委員会会議録公開に伴う事項について、みなさまにお渡ししておりました別紙のとおり協議されております。事前に配付させていただきましたとおりの報告といたしますので、説明・答弁は簡素に分かり易くお願いいたします。

それでははじめに、健康福祉部所管の議案について審査いたします。

健康福祉部長から、ご挨拶をお願いします。

○健康福祉部長(佐々木 昭) おはようございます。

教育福祉常任委員会委員のみなさまには、お疲れのところありがとうございます。

当委員会で審査いただきます健康福祉部の案件につきましては、条例案2件、単行案2件、平成23年度一般会計補正予算案1件の計5件でございます。このあと担当課長より説明がありますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(大山利吉) はい、ありがとうございました。

それでは審査に入ります。

議案第228号「大仙市保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定について」 を議題といたします。当局の説明を求めます。今田健康増進センター所長。

○健康増進センター所長(今田秀俊) 議案第228号についてご説明申し上げます。

資料ナンバー1の議案書11ページ、12ページをお願いいたします。大仙市保健センター設置条例の一部を改正するものであります。内容といたしまして、西仙北保健センターの位置の改正でございます。西仙北保健センターにつきましては、昭和56年2月に建設され、建築から31年が経過し、老朽化が著しく業務に支障があることから平成18年に西仙北支所に移転しております。同センターは当時総事業費7,205万円、

うち国庫補助1,639万円をいただき建設いたしました。処分について一定の制限が ございましたが、23年8月10日に東北農政局と協議の結果、補助金を伴わないで財 産を処分できる許可をいただきましたので所在地を「刈和野字愛宕下54番地1」を「刈 和野字本町5番地」に改めるものです。なお、跡地・建物につきましては、普通財産に 所管替えした後に地元社会福祉法人ウォームハートより介護保健関連施設を建設したい との要望が出されておりますので有償で譲渡の予定です。よろしくご審議の上ご承認賜 りますようお願いいたします。

- ○委員長(大山利吉) ありがとうございます。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞお願いいたします。はい、佐藤委員。
- ○26番(佐藤孝次) その跡地について、有償でウォームハートに譲渡するとい うことだが、その金額とかはわかっているのか。
- ○委員長(大山利吉) はい、今田所長。
- ○健康増進センター所長(今田秀俊) わかります。ウォームハートに譲渡する条件といたしまして、建物はウォームハートが取り壊すということでございます。それで建築費を譲渡の額から差し引いてございます。それで土地につきましては、関連によりまして75%の助成をするということで、土地の額につきましては770万5,350円と見積もっております。それから車庫がございまして、1棟が19万3,006円、もう1棟が21万6,938円で、建築費の解体費が953万5,680円かかるというふうにうちの方で積算しております。結局はマイナスの142万386円と見積もりしておりますので、実質価格は0円というかたちで譲渡したいと考えております。
- ○委員長(大山利吉) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) ないようでございますので、質疑を終結いたします。 これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。 本件につきましては原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(大山利吉) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり「可決すべきもの」 と決しました。
- ○委員長(大山利吉) それではつぎに、議案第231号「大仙市介護老人保健施設設置条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。佐々木社会福祉課長。
- ○社会福祉課長(佐々木清哉) 議案第231号「大仙市介護老人保健施設設置条例を廃止する条例の制定について」をご説明いたします。議案書の17ページをお開き願います。大仙市では、大仙市立介護保険施設法人化実施計画に基づきまして、平成20年度を初年度といたしまして年次計画により社会福祉法人大仙ふくし会に移譲を進めており、すでにこれまで4つの特別養護老人ホームが移譲となっております。

今回の議案につきましては、残る介護老人保健施設幸寿園、それから八乙女荘 の2つの老健施設が平成24年4月1日をもって社会福祉法人へ移譲となること から大仙市介護老人保健施設の設置条例を廃止する条例におきまして、これと関 連する条例の廃止及び一部改正を併せて行うものでございます。具体的な条例の 廃止及び関連する条例の廃止と一部改正につきましては、つぎの18ページと1 9ページの方に示しております。はじめにこの廃止条例につきましては、24年 4月1日から施行する他、関連する廃止条例といたしまして、老人保健施設幸寿 園、それから八乙女荘に勤務しております管理者の給与及び勤務時間等に関する それぞれの条例を廃止するものでございます。また、条例の一部改正といたしま して大仙市特別会計条例で設置しております介護老人保健施設介護サービス事業 特別会計を廃止するものでございます。それから合わせて介護サービス事業に関 しまして、利用者から徴収しております介護サービス事業使用料等徴収条例の中 で老人保健施設で実施するサービスで徴収している使用料及び手数料の項目を削 除いたしまして、条例の題名を手数料がなくなることから「使用料等」を改め、 「使用料」とするものでございます。これによりまして、実際に大仙市の介護施 設におきまして、使用料として取る予定となっておりますのが協和のディサービ ス事業に係る徴収のみとなるものでございます。以上で説明を終わります。よろ しくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

- ○委員長(大山利吉) 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑 のある方はどうぞお願いいたします。はい、小松委員。
- ○9番(小松栄治) この廃止については異存ありませんけれども、ちょっとお聞きしたいことがありまして、よろしいでしょうか。

そうすれば、この条例廃止に伴ってさきほど説明したとおり、大仙ふくし会の 方へ移行になるのか。そうすれば今の老健の場合であれば、専門の施設の先生や 看護婦等が必要だと。介護の人たちもおられると思いますけれども、国の方で定 めたとおり老健の場合は医者がいなければ駄目だということなんだけれども、な かなか大仙市ばかりでなく秋田県では特に医者不足で、大変失礼だけど名前ばか りのお医者さんという感じが見受けられます。いなければ駄目だということで、 なにかあった場合はほとんど組合病院とか総合病院の方へ救急車で搬送されてい る状況なので、そこまで処置できるような感じではないと思います。しかも設備 も整ってないわけであります。そういう関係でその辺りを踏まえながら、今後そ の垣根を取り外すようなことをしてみたらどうなのか、できるものなのかという ことを提言したいと思いますけれども、どうかひとつよろしくお願いいたします。

- ○委員長(大山利吉) はい、答弁を求めます。はい、佐々木課長。
- ○社会福祉課長(佐々木清哉) 小松委員ご指摘のとおり、老健施設の老朽化という部分と管理者を設置するという状況にありますけれども、管理者については高齢とはいえ職責を充分に全うして頑張っておられる先生方でございます。施設内の入居者の医療的な部分で先生方がおられるわけですけれども、やはりどうしても入居者の中には、急に病症が悪くなって病院の方に搬送するというような状況がございまして、そういった場合にありましても、やはり先生の指示のもとに行っているところでございます。委員ご指摘の今後、そういった老健施設という形態にこだわらずに、いろんな可能性のある、特養のことを言っておられるとは思いますけれども、そういった部分も含めて検討して、将来的には検討していかなければならないと考えております。ただ1点だけ気になりますのは、施設の居室の基準面積がございまして、特養の場合1部屋当たりの基準面積と老健の基準面積と異なる部分がございまして、特養の場合1部屋当たりの基準面積とその要件を変更する意味で、建て増しなどで面積を増やさなければならない部分もあるということもあるので、それをストレートに変えることはできないという状況がございまして、そこら辺も含めながら今後検討して参りたいと考えております。

- ○委員長(大山利吉) はい、小松委員。
- ○9番(小松栄治) どうか、ひとつよろしくお願いします。そのあたりの面積についても、現実をちゃんと把握しながら、現実はショートスティでほとんど寝泊まりしている状態が多くて、型ばかりの在宅の方へちょっと帰ったりというのが見受けられますので、逆に今お話しあった特養の方が万が一あった場合のほうが、病院にかかるのが多いような感じがします。ここの場合は中間施設ですのでそういう面については割と少ないんじゃないかなと思われますので、どうかひとつ検討して下さるようによろしくお願いします。
- ○委員長(大山利吉) 課長、そういうことで、ひとつよろしくお願いします。ほかにご ざいませんか。なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。 本件につきましては原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり「可決すべきもの」 と決しました。

- ○委員長(大山利吉) つぎに、議案第238号「鞠子苑の指定管理者の指定について」 を議題といたします。当局の説明を求めます。佐々木社会福祉課長。
- ○社会福祉課長(佐々木清哉) 議案第238号「鞠子苑の指定管理者の指定について」をご説明いたします。議案書の29ページをお開き願います。本議案につきましては、社会福祉課で所管しております世代交流福祉施設であります鞠子苑の指定管理者を社団法人大仙市シルバー人材センターに指定することについて地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。なお、鞠子苑の指定管理につきましては、去る10月20日に開催されました指定管理者選定委員会で非公募による指定管理といたしまして、管理を大仙市シルバー人材センターに平成24年4月1日から平成30年3月31日までの6年間にわたって委託することについて委員会の了承をいただいているものでございます。以上説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- ○委員長(大山利吉) はい、ありがとうございました。説明が終了いたしました。 これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞお願いいたします。はい、小松 委員。
- ○9番(小松栄治) この指定管理者においては、よろしいかと思いますけれども、この中の中身ですけれども大仙市シルバー人材センター、これ1本ですね。これは大曲地区にあるんですけれども、やっぱり他の方の地区はそれなりに地区の方でやってますけれども、その親方っていうのは誰なのか。要するに配属する人。この問題1つ。単価とかは決まってると思いますけれども、その配置計画とかいろんな見方があってそれでトラブルが起きるようなことがあります。草刈りまたは建物の管理いろいろありますけれども、誰が決めて誰が配属してやるかということを我々はばやっとしたもので、例えば西仙北の場合であれば向こうの方で1人配属して指定してやるんだけれども、その人がまずやっているようだけれども、シルバー人材センターの中での1人やってるんだけれども、そこでどうもトラブルがあるようで、その辺りを解消する仕組みをしなければ、新バー人材センターに登録している人たちの中でさえ、あっちいったり、こっちいったりしているあれがあるようで、現実にそうです。そのあたりちょっとお聞きしたいです。
- ○委員長(大山利吉) はい、課長、説明をお願いします。
- ○社会福祉課長(佐々木清哉) 管理人の選定につきましては、指定管理しておりますシルバー人材センターの理事長川村さんなわけですけれども、実際にはその下に事務局がございまして、管理に関して適正な職員となる方を人選いたしまして配置しているという状況がございます。従って毎年同じ人ということではなくて、21年度に管理人が交代しているようでございます。そういったことで管理人については、事務局の方の適任者をということで、自分の意思もあるでしょうけれども、そういった方が管理人として従事している状況のようでございます。
- ○委員長(大山利吉) はい、小松委員。
- ○9番(小松栄治) そのような状況のようですので、組織機構をきっちっと川村会長とスタッフがいるはずですので、例えば委託の指定管理になると、例えばどこどこの株式会社とか、どこどこの組合とかに任せて、これはこれでいいんだけど、その辺りの責任の取り方と、組織をきちっとしなければ、特に大曲だけじゃなく、他の方もなようなので、それで今西仙北なんてもこれがら出てきますけれ

ども、スポーツセンターなんかはちゃんとしたところにやらせるということです。 それでいいんだけど、シルバーセンターの場合はまだばやっとしてる感じだから、 これでトラブルの原因になってるようでした。きちっとした会長いて、スタッフ いて、そして人選してやると、その代りシルバーに登録された方たちには、これ これって説明してこの組織の中であなたたちの人選やるからという説明をしな ければ、なにかとトラブルの原因になる感じがしますので、その辺りを指導して いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

- ○委員長(大山利吉) ほかにございませんか。はい、杉沢委員。
- ○6番(杉沢千恵子) 私の町内のことなので、ちょっと辛いものがありますけれども、鞠子苑そのものの維持管理費なんかを考えますと、すごい老朽化してますし、今後の見通しということも合わせて果たしてそのままでいいのか、そのものを維持していくためにきちんと市として保存するためのものなのか、ただ朽ちるまで使おうとしているものなのか、そこら辺をはっきりしておかないと、ただ維持管理費でどんどんとお金がかかっていって、そして最後に解体だなんていうことになるともったいないと思いますので、ある程度の将来的な目途というのをきちんとしておいていただければなと思いますので、よろしくお願いします。

回答はいいです。

○委員長(大山利吉) という副委員長の申し出でございますので、なんとか鞠子 苑の将来の見通しについて、来るべき近いうちに示していただければ、大変あり がたいと思います。ほかにございませんか。なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。 本件につきましては原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(大山利吉) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり「可決すべきもの」 と決しました。
- ○委員長(大山利吉) つづきまして、議案第239号「土川保育園の指定管理者の指定 について」を議題といたします。当局の説明を求めます。播摩児童家庭課長。

○児童家庭課長(播摩幸子) つづきまして、議案書30ページでございます。

議案第239号「土川保育園の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

大仙市児童福祉施設の法人化計画により西仙北地域にあります土川保育園の管理運営を平成24年4月1日から平成29年3月31日まで社会福祉法人大空大仙へ指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものであります。10月の指定管理者選定委員会におきまして非公募により大空大仙へ委託することについて了承を得ているものであります。よろしくご審議の程お願いいたします。

○委員長(大山利吉) はい、説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑 のある方はどうぞお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) なければ質疑を終結いたします。 これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。 本件につきましては原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり「可決すべきもの」 と決しました。

- ○委員長(大山利吉) つぎに議案第240号「平成23年度大仙市一般会計補正 予算(第11号)」を議題といたします。はじめに健康福祉部所管の予算につい て審査いたします。当局の説明を求めます。佐々木社会福祉課長。
- ○社会福祉課長(佐々木清哉) 議案第240号「平成23年度大仙市一般会計補 正予算(第11号)」に係る社会福祉課所管分についてご説明いたします。補正 予算書の12ページ、それから主な事業説明書の7ページをお開きいただきたい と思います。

最初に3款1項1目社会福祉総務費29事業の地域支え合い体制づくり事業費については、補助金として200万円の補正をお願いするものでございます。

この事業は、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で生活が継続できるよう、地 域における支え合い活動の体制づくりに必要な経費に対し、財政支援を行おうと する県単事業でございまして、県がこの7月に国の交付金を活用し基金事業とし て実施するもので、23年度限りの事業というふうに位置づけております。今回 の補正予算では、地域活動団体に対する活動支援ということで西仙北地域の母子 寡婦の会と皆別当ふれあいサロンの会の2つの地域活動支援団体に対しまして、 地域活動の拠点整備に対する補助といたしまして、それぞれ100万円ずつを補 助するものでございます。具体的な内容につきましては、事業説明書の中段の概 要に記載しておりますが、はじめに西仙北地域母子寡婦の会につきましては、現 在西仙北の高齢者ふれあいセンターを拠点に毎週水曜日、地域の高齢者の方々に コーヒーを提供し、ふれあい喫茶サロンの活動を展開しているところでございま して、地域の方々から好評を得ております。今回の申請では、現在のサロンをさ らに拡充いたしまして、屋外での活動や放課後児童クラブとの連携、小学生ある いは保護者の参加を含めた世代間交流を促進しようと計画しているところでご ざいまして、こうした活動を展開するために拠点となる高齢者ふれあいセンター のボランティアルームにパソコン等の情報機器を設置いたしまして、会員への通 知あるいは会員管理などに利用する他に、喫茶サロンをより一層充実するために、 コーヒーカップやダイニングボード、座卓などの備品を購入しようとするもので 経費の総額141万円に対しまして、100万円を補助するものでございます。 2つ目は、皆別当ふれあいサロンの会でございますが、この皆別当地区は戸数 36戸、住民の方が140人余りの小さな集落でございます。この地区では自治 会の活動の一環として従来地元の社会福祉協議会の行事に参加する形で高齢者 の憩いの機会を作ってきておりますが、年間はわずかな開催に留まっていたよう でございます。今回自分たちの手で、高齢者の支え合い活動を行いまして会食や 交流を楽しめる機会を作りたいという思いから、集落内で自治会・老人クラブな ど各種団体の代表者から組織する皆別当ふれあいサロンの会というのを作りま して、自治会館を拠点に毎月1回自治会や子ども会からなどのそれぞれの行事を

- 11 -

企画されまして、健康づくり・レクレーション・喫茶の会など、子どもから高齢

者まで幅広い世代が利用するサロン活動を計画しております。その活動拠点とな

る自治会館に居場所の機能を持たせるための経費に対し、今回補助するものであ

ります。整備の内容につきましては、自治会館の電気容量を上げる工事費をはじめ、暖房器具、冷蔵庫、テレビ等の電化製品を設置する他、健康器具やカラオケ等の音響装置等でございまして、経費の総額151万円に対しまして、100万円を補助するものでございます。

なお、この2団体につきましては、すでに県と協議を終え、補助内示をいただいておるところでございます。財源につきましては、全額県の補助金が充当されることになっております。

つづきまして、同じく91事業地域福祉振興基金におきましては、43万円の補正をお願いするものでございます。これは市民ゴルフ場より第5回阿部杯チャリティゴルフ大会の収益金といたしまして、43万円を市に寄付をしたいという申し出があったために、この振興基金に積み立てるものでございます。なお積立後の基金残高につきましては、856万6,754円となっております。

つづきまして、7目老人福祉施設費の17事業居宅介護支援事業費では、嘱託 職員の人件費ということで190万4、000円の補正をお願いするものでござ います。地域包括支援センターは介護保険法に基づく居宅介護支援事業所あるい は介護予防事業所ということで、要介護者のケアプランおよび要支援者の介護予 防プランの作成を行っております。特に東部の地域包括センターにおきましては、 介護支援専門員 (ケアマネージャー) ですけれども、2名で対応しておりました けれども新規利用者のケアプランの増加が顕著となっており、ケアプランの作成 業務に支障を来すため、年度途中にケアマネージャーの資格を有する嘱託職員を 採用し業務にあたってきたところでございます。嘱託職員の人件費に係る経費に つきましては、当初予算に嘱託職員2名分、中央と西部の2カ所のそれぞれ1人 ずつおります嘱託職員の予算が計上されておりまして、年内は現行の予算枠の中 で対応することとしておりましたことから、今回当該嘱託職員に関する賃金16 5万円および共済費25万4、000円合わせて190万4、000円の補正予 算をお願いするものであります。なお、この財源にあたりましてはケアプランを 作成することで歳入に見込まれます介護予防計画作成費収入を全額充当するこ とにしております。

また、同じく18事業の生活支援ハウス管理運営費につきましては、施設の修繕費と冷暖房器具の備品購入費、合わせて97万8,000円の補正をお願いす

るものでございます。これにつきましては、事業説明書の8ページをご覧になっ ていただきたいと思います。今回のこの事業における補正の1点目でありますけ れども、南外の生活支援ハウスにおけるデイサービスルームの修繕費でございま す。南外生活支援ハウスと同じ行政区内にあります特別養護老人ホーム福寿園が ございますが、その福寿園で施設内に併設するデイサービスセンターを改修して、 入所者の居室12床を増床する計画がございます。そういったことから、現在休 止となっております南外支援ハウスのデイサービスルームにその場所を移転し てデイサービス事業を行いたいということになっております。このことに伴いま して、デイサービスの定員がこれまで南外デイサービスは18名でありましたけ れども、今回福寿園のデイサービスがこの場所に移転しまして業務をおこなうこ とから、27名ということで定員が9名増員となる予定になっております。この ため、新たな事業所ということで、この面積の基準要件を満たすことが必要にな ったわけでございまして、このため南外デイサービスルームにありますカウンタ ーを同じホールの壁面に設置する工事とあわせまして、電気設備あるいは電話配 線を含めた工事費ということで総額42万円を計上しているところでございま す。

また、2点目でございますけれども、生活支援ハウス施設をカバーする空調設備がこの施設に3系統ございますけれども、この施設と室外機を結ぶ地下埋設している1系統の配管が消雪に使用する温泉水がマスに浸透しまして配水管が錆びたために異常が発生いたしまして、現在故障している状況でございます。それで地下埋設の配管、錆びによる故障というのは今回で2回目でございまして、前回も平成22年4月には修繕工事で対応しておりましたけれども、今回は空調が行き渡る部屋が大広間と会議室1部屋ということで限定されておりますし、また廊下あるいはホールとの空調共用も可能なことから今後の維持コストを考えますと損傷部分の箇所の修繕ではなくて、家庭用のエアコンと温風ヒーターの暖房器具を設置することで対応したいというふうなことで備品購入に係る経費ということで55万8,000円を計上したところでございます。

つづきまして、68事業の既存介護施設改修等整備費補助金につきましては、 小規模介護施設の老朽化に伴う改修費の補助金として、650万円の補正をお願 いするものでございます。これは9ページをご覧になっていただきたいと思いま す。この事業は建設後おおむね10程度を経過した小規模介護施設に対しまして、耐震補強改修あるいは利用者の安全確保の観点から老朽化に伴う修繕経費に対して助成するもので国の交付金を活用し、県の基金事業として行う23年度限りの事業でございます。今年度は先の9月補正におきまして、グループホームの3事業者に当該事業の補助金を交付しておりますが、今回の補正では太田地域にあるグループホーム太田ふくし苑が行う改修工事といたしまして、中ほどの表に概要を記載しておりますけれども冷暖房設備の改修・非常口へのスロープの設置・外壁や屋根の修理と、総事業費で733万1,000円の工事費となっております。なお、この補助金の要綱で1施設への補助金の限度額が650万円と定められておりますので、補助金として上限額の650万円をお願いするものでございます。なお、本事業につきましては県と協議済みとなっておりまして、すでに補助内示を受けているものでございます。

つづきまして予算書の4ページをご覧願います。債務負担行為の補正ということで記載しております。これは先ほど鞠子苑の指定管理料ということで、平成24年度から29年度まで1,134万円という金額を債務負担行為の補正ということで計上しております。先ほど大仙市シルバー人材センターに指定管理者としてお願いすることでの案件に伴う今後24年度から29年度までの各予算におきまして、指定管理料を支払うことに伴いまして、毎年年額189万円として、総額1,134万円を債務負担行為の補正を行い、限度額を設定するものでございます。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- ○委員長 (大山利吉) つぎに、播摩児童家庭課長。お願いいたします。
- ○児童家庭課長(播摩幸子) つづきまして、児童家庭課所管の補正予算についてご説明いたします。補正予算書12ページ、事業説明書は10ページでございます。3款2項1目90事業ひとり親家庭児童保育援助費130万1,000円の増額補正について、ご説明します。この事業は保育所に入所しているひとり親家庭の保育料を免除し、経済的負担を軽減し児童の福祉の向上を図ることを目的とするものです。保育料の納入は認可保育所では減額した保育料を直接市へ納入しておりますが、法人の認定こども園は減額した保育料を施設へ納入するため、減額分を市から法人へ補填します。また、認可外保育施設は保護者が全額施設へ納

入するので、後から減額分を保護者へ直接支給することになっております。この度の補正はひとり親家庭の増加に伴い、援助費を増額するものです。4月当初から全体で11人増加しており、認定こども園と認可外保育施設においては、7人増えております。財源は県補助金35万4,000円と一般財源94万7,000円であります。

つづきまして、事業説明書11ページでございます。3款2項3目51事業法 人立等保育所負担金2,669万6,00円の増額補正についてご説明します。 保育所を運営する3法人およびどれみ保育園に対する保育所運営費負担金で、児 童福祉法では園児一人ひとりの年齢に応じた保育単価から国基準算定の保育料 額を引いた分の2分の1を国、4分の1を県、4分の1を市とそれぞれ負担する ことになっております。まずこれに先立ちまして、大仙市の保育料は国の基準よ り低く設定しております上に、近年の経済情勢の低迷による世帯の保育料階層区 分が低下し、保育料収入が当期予測より低くなっております。このことについて 減額補正をいたします。戻りまして補正予算書の8ページになります。12款2 項2目分担金及び負担金において、保育所保育料負担金を1,247万8千円の 減額補正となります。また12ページに戻りまして、法人立等保育所負担金増額 の原因の1つ目となりまして、ただいま説明いたしました保育料の割合が5%少 なくなっております。2つ目としまして、入所児童数が当初見込みより35人多 く入所していることが、負担金額の増額となっております。この財源内訳は国・ 県負担金が1,387万4,000円、保育料は1,247万8,000円を減 額しておりまして、一般財源が2,530万円となります。

つづきまして、補正予算書4ページでございます。土川保育園指定管理料債務 負担行為補正について、ご説明します。土川保育園の管理運営を大空大仙に24 年度から28年度まで指定管理することにする案件についてご審議いただきま したが、この指定管理料の債務負担であります。年間2,503万1,000円 と計画しており、総額1億2,515万5,000円として限度額を設定するも のでございます。以上、説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたし ます。

- ○委員長(大山利吉) はい、ありがとうございました。説明が終了いたしました。 これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞお願いいたします。はい、佐藤 委員。
- ○26番(佐藤孝次) 29事業地域支え合い体制づくりという部分について質問します。これは県単の事業だということで、当初100万円を予算措置しておいて、県が支出するというのが200万で、総額が300万円になるわけだけれども、この事業もうすでに、このあと申し込みするという対応ではないと思うが、100万円は不用額になるのかということが、ひとつ。それから、いかにもこれは単年度で県が作り上げた事業だということで、もらう側にすればもらい得で、いかにもそういった状況に見えますが、むしろこういう状況を今後とも継続してもらえるための働きかけは市がしなければ駄目だろう。県をとおして国に対して働きかけをするということが必要なのではないかということ。それからもうひとつは、それぞれ交付を受けた団体の今後のこの100万ずつ補助を受けた部分について、きっちり利用しているかという部分での監視も必要だという感じがするけど、その辺りに対してひとつ答弁して下さい。
- ○委員長(大山利吉) はい、佐々木課長。
- ○社会福祉課長(佐々木清哉) この支え合い事業につきましては、補正前の額1 00万、これは7月にすでに太田のちっちゃいもの倶楽部で身体障がい者のトイレを 購入した補助ということで100万円をすでにこの事業で行っております。さらに今回 2件の申請がありまして、それぞれの団体に100万円ということで、合わせて300 万ということになっております。それから、この事業の趣旨につきましては県が高齢化 率全国1位というふうな状況がございまして、これからの高齢者がさらに多く見込まれ ることから高齢者に対する地域の支え合いという必要性があるというふうなことで、県 が率先して国の基金を活用してこの事業を要望したため、今回の事業を創設したという ところでございます。この基金には4億円の基金が充当されておりまして、地域支え合 い事業いろんな部分で活用されております。大仙市でも先ほど言いました今回含めた地 域活動団体に対する助成のほか、9月補正で申し上げましたけれども、除雪機または軽 トラックということで、本庁、支所に、あるいは社協の方に配置をいたしまして、地域 の自治会あるいはそういった地域の方々が高齢者に対する除雪支援という部分で頑張 っていただくということを前提にこの事業を通じて、重機の貸し出しをするための備品

を購入したところでございます。大体4億ぐらいの予算が使われておりますけれどもな らしますと25市町村で割り返しますと大体2,00万ほどの平均ですけれども、大 仙市は3、700万というふうなことで、この事業をかなり多く活用している状況がご ざいます。また委員よりご指摘のありました3点目の監視につきましては、そのとおり だと思います。この事業はある意味見方を変えますと、自分の自治会あるいは建物に備 品を配備できるというようなことで非常に、それぞれの自治会館を持つ方々からいたし ますと、非常においしい事業のように見えるものでございます。ただ大仙市といたしま しては、そういった県の補助要綱ではございますけれども、単に自治会館にそういう物 品を配置するだけではなくて、やはりそれに伴ってソフト作りの活動というものを前提 としなければ、この事業には乗せられないということがございまして、皆別当のふれあ いサロンの会という組織を作りましたのも、地域住民が高齢者と活動を支援していくと いう組織あるいは年間の事業計画をしっかり行っていくという計画書を提出していた だきました上で、県と協議して内示を得たところでございます。ただ、やはり導入後、 はたして事業の趣旨のとおりなっているかどうかという部分につきましては、補助をし た市としての責任もございますので、そこらへんについては、継続的にその団体と活動 状況について連絡を取り、あるいは現状を把握する必要があるというふうに考えており ますのでよろしくお願いしたいと思います。

- ○委員長(大山利吉) はい、佐藤委員。
- ○26番(佐藤孝次) 今課長が言ったとおり、36戸140人の皆別当地区が、今後この部分をきっちり継続していくというのは、とても難儀な話でもある話なので、良く支えてあげなければいけないと思うし、協力してやってほしいなということをお願いします。
- ○委員長(大山利吉) ほかにございませんか。はい、大野委員。
- ○14番(大野忠夫) 事業説明書の9ページ、認知症高齢者グループホームの修理の話なんですけれども、アスベスト処理という言葉久々に聞くような名前ですけれども、今まだこういうアスベスト使って修繕のとき取り替えたり、いろいろな施設がいっぱいあると思うんですが、まだ設備の中でアスベストを使ってる、あるいはあるというような施設を把握しているのでしょうか。
- ○委員長(大山利吉) はい、社会福祉課長。

- ○社会福祉課長(佐々木清哉) 県の補助要綱ですけれども、この中でこういった改修をする工事の項目としてアスベストの処理工事という、いわゆる環境上の条件等により必要となった場合という一部改修ということで、アスベストという文言が入っておりますけれども委員よりご指摘のありました、把握しているかという部分については特に施設の部分で把握しているということではございません。
- ○委員長(大山利吉) はい、大野委員。
- ○14番(大野忠夫) アスベストの問題になった当時は、非常にいろいろなことで調べたものです。健康上の問題という、これは安全確保という言葉を使っているんだけれども、健康上の問題で非常に引っ掛かる問題なので、表面に出ていなければいいのか、覆っていればいいのか、それも含めて、まったく調査していないというのはちょっとおかしいと思うので、これみれば施設が29施設あるわけだけど、これだけでなくて福祉にかかわる施設の中で、古いものは結構アスベスト使ってるものはあると思うんです。そういう調査もひとつ念頭に入れて考えて欲しいなと思います。よろしく頼みます。
- ○委員長(大山利吉) はい、佐々木課長。
- ○社会福祉課長(佐々木清哉) アスベストというのは、やはり一時そういう問題があって大分改修がされてきたものと思っております。ただこういった文言が入っている以上、こういう工事も対象だということがございますので、委員ご指摘のとおり、福祉部分に限らず庁内の環境課がございますので、そういった部分からも情報収集をしながら、対象となる施設があるかどうかという部分について、把握していきたいと思っております。
- ○委員長(大山利吉) ほかにございませんか。はい、杉沢委員。
- ○6番(杉沢千恵子) 今も佐々木課長もおっしゃいましたけれども、補助金の使われ方も実際見て見ないとっていう、使った後のところまで見ないとというお話をしてくださいましたので、良かったなという気がします。というのは、今回私たちの決算審査の時にそういう指摘があったので、いわゆる効果とかどういうふうに使われたかという確認がちょっと滞ってたんじゃないかという指摘もあったので、そういうシステムを確立したらどうかという提案もありましたけれども、ある程度のこういうふうなところまでは市としてはちゃんと指導していかなければいけないという部分が出来なければならないと思いますけれども、1年がかりかもしれませんが、ある程度のそういうシステムという、ひとつの目安となるものの基準というのをしっかり作ってもらいたいと思いますけれども、1年がかりで大丈夫なものでしょうか。

- ○委員長(大山利吉) はい、佐々木課長。
- ○社会福祉課長(佐々木清哉) やはりこういう補助金の部分でハードに関しては、はっきり建物が改修された、あるいは自家発の物品が入った、そういったことで確認することができるわけですけれども、やはり難しいのはソフト事業で、いろいろな活動費でありますとか、運営費でありますとか、そういった部分がしっかり行われているかということが、やはり補助金を交付した市としての責任の部分でもありますので、そこらへんも特にソフト部分についての検証の考え方なり、検証する評価と言いますか、そういった部分を何らかの形で示していきたいと思っております。
- ○委員長(大山利吉) 杉沢委員。
- ○6番(杉沢千恵子) よろしくお願いします。もうひとつですけれども、福祉法人の自立についても目標年度、いわゆる金銭援助や職員派遣のない自立した運営ができるように計画的な移行を進められたいとありましたので、できれば来年度の決算頃までにアバウトな部分で現在なかなか離れれないよっていう部分も含めて、ある程度のところは示していただければありがたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしくお願いしたいと思います。
- ○委員長(大山利吉) はい、佐々木課長。
- ○社会福祉課長(佐々木清哉) 法人化以降の後、平成29年度まではいろいろな派遣とか、市の移譲した責任の下で法人に対する助成の措置があるわけでございまして、その後において独り立ちしていただきたいというながれで現在進めております。毎年常任委員会の方に法人の運営の決算報告的なものをお出しして説明しているところでございますけれども、今後引き続きそういった状況について説明する機会を設けてまいりたいと思っております。
- ○委員長(大山利吉) ほかにございませんか。はい、小松委員。
- ○9番(小松栄治) 7ページの方、佐藤委員からも話ありましたけれども、西仙北のふれあいセンター、1人の女性の方たちの会を作ってずっと作ってあります。あそこの中へちょうど台所に入ると思いますけれども、この人たちばかりでなく、ほかの人も使ってもいいんですかって思っています。それひとつ確認と、あと足りないものはないのかと思ったりして、なぜかといいますと我々も寄附したりしております。例えば自動アンマ器は我々のライオンズクラブで寄附したり、その他いろいろ寄附しております。あそこはおばあちゃん方とか保護者方が集まるし、町内の人方も利用しますし、大変便利で

す。そういった関係でどうだろうと思ったりして、しかも社協と一緒になっております。 そう思ってお聞きしたところです。それから皆別当、これ部落会館、かなり耐用年数の 古しい建物で、我々よく将棋しに行くんですが、あのとおり大変なところで、良かった なというのは暖房器の設備、ただ建物どうするのかな、先ほど杉沢委員も言ったけど鞠 子苑のこともあったりして、古くなったものだから部落でも考えているだろうし、どの ような形で存続して、または部落会館で建てるとすればどういった形でやるのか、そこ のあたりいつも思っております。大変古くなっておりますので、その辺りも考えていた だきたいなと思います。

- ○委員長(大山利吉) はい、佐々木課長。
- ○社会福祉課長(佐々木清哉) 最初の高齢者ふれあいセンターへの備品の部分につきま しては、今現在今回の補助事業でサロンを利用する団体の方から要望が挙がってきたと ころでございまして、それについては社協等が入って指定管理している状況がございま すけれども、備品に関しましてはそこを利用されるという部分については特段差支えな い話だと考えております。また今回の備品については、あくまでも喫茶サロンを展開す るための道具、あるいは必要な備品ということで、団体の方から要請があったものでご ざいます。その他に地域の方々から寄附等により提供される備品については一向に差支 えないわけでございますけれども、今回の限られた補助金の中で購入しようとするもの でございますので、優先順位からすると団体の方から提案された備品を購入していただ きたいと考えているところでございます。それから皆別当の部落会館については私もお 邪魔いたしまして、地域の方々とこの件に関してお話しております。見たとおり非常に 老朽化した建物でございまして、冷蔵庫もなく、ただ最近2、3年前に合併浄化槽とい うことでトイレだけは非常に新しくピカピカしておりました。一部改修はされておりま す。今回そういった事業でもって中の備品等を購入するということになりましたけれど も、本来的な施設の自治会館の改修については、自治会の改修事業という部分もござい ます。総合政策課の方で自治会の改修事業という部分もありますので、その中で浄化槽 の工事もやられたようでございます。ですから例えば屋根の改修、外壁の改修等必要あ るものとすれば、そういった形でやる機会を持っていきたいと思っております。
- ○委員長(大山利吉) はい、小松委員。
- ○9番(小松栄治) なんでその母子寡婦の会のということだったんだけど、1カ月に1 回の期間でコーヒー飲むためにやるだけで、ほかの人方も使ってもいいんでないかなと

いうことだ訳で、それだけで集まってやるのであれば、喫茶サロンでないんだと思う。ただのお茶のみのコーヒー飲むだけで、ほかの人も使ってもいいんじゃないかなと思って、良いということだったので良かったなと思っております。それから皆別当の方は、どうかひとつよろしくお願いします。それから10ページのひとり親家庭児童保育援助、これ増加したようなことだけど、ひとり親世帯というと、いろんな考え方がありますけれども、屋敷の中に建物が2つあって住んでて、1人の子どもをひとり親が養っていると、親と一緒に生活して増えてやっていると、大変厳しく生活している人はあるんだけど、そういった形で爺さん、婆さんとかそのあたりはきちっと精査してやっておられるのか。ましてやかなりの数が増えているということは、大変な問題だと思ったりしておりますので、その辺りひとつお願いいたします。

- ○委員長(大山利吉) 播摩児童家庭課長、お願いします。
- ○児童家庭課長(播摩幸子) ひとり親世帯につきましては、母子でも父子でも親がひとりで子どもを育てていれば、ひとり親世帯ということになります。ひとり親の親子とその上のお爺ちゃん、お婆ちゃんと全部一緒に暮らしているというところでも、マル福の該当になるかというところは、まず親と子で生活が成り立つ収入があれば、その親子の部分でマル福の該当になりますが、お爺ちゃん、お婆ちゃんの所得がかなりある、またその人たちの扶養になっているというところであれば、そのお爺ちゃん、お婆ちゃんの所得の方も見させてもらうという方法になっておりますので、そういうところはきちっと精査させていただいております。
- ○委員長(大山利吉) はい、ありがとうございます。小松委員。
- ○9番(小松栄治) よろしくお願いします。3つ目ですが11ページの負担金について、いわゆる運営費ですので、単純に入所児童数が増えたことですので、かなりの待機児童もおります。それはそれで解消していかれると思いますけれども、この運営費、いつも思うけど、ただ単純に国から半分来て、後の半分は県と市と言いながらも、法人になったので、そのあたりの理事の人方の考え方がどんな考え方をしておられるのか、つくづく思います。例えば理事長をはじめ、その人たちの考え方、我々直接聞いたことがないので、事務をやっているのが市の職員ではないかなと思ってますけども、そのあたりの考え方をお聞きしたいものだと思っておりますので、よろしくお願いします。
- ○委員長(大山利吉) 播摩児童家庭課長。

- ○児童家庭課長(播摩幸子) 保育所運営費負担金と申しますのは、結局保育園に入っている児童に対するそれぞれの単価分ということで、その積み上げでその保育園を運営していくことになります。そこに配属している職員の人件費、それから建物の維持管理料、子どもの給食費、それらもろもろその負担金の中で賄っていくことになります。また、その保育園も長年には古くなっていきますので、そういう時のための修繕の積立金、または大型遊具等の購入の積立金というのも、年々準備していかなければならない、そういうふうな負担金の積み重ねで保育園を運営していくというところですので、そのところで法人としての運営が自分たちの、全部使ってしまえば、何もないときには市にお願いをすればいいとかそういうふうな考えではなく、自分たちでも先のことを考えているということで使っているということを決算の報告で私たちも分かることができます。
- ○9番(小松栄治) それは分かっています。そうじゃなく、それを経営している理事の人方の考え方がいろいろあると思いますので、例えば会合の内容とか、答弁には苦しいかもしれないです。後でも結構ですので、後で視察するとき、その人たちと経営の方針とか、ただ市から言われたままのことで、問題提起なった場合、どこどこ修繕するからって理事会なもんだが、児童足りないものだからなんとすればいいのか、招集してやるとか、ぐらいなものなのか、経営全般にわたってなのか、採用権や人事権もあるはずですので、その辺りをお聞きしたいものだと思っております。それからもうひとつ、お願いですが、9ページのところにありますけれども、先ほど杉沢委員も言ったけれども、補正組むんだったら我々もそこを視察するようにした方がいいと思いますので、要望して終わります。
- ○委員長(大山利吉) わかりました。いろいろ指定管理の方に委託するわけですが、どうぞ先ほどの鞠子苑をはじめ、人事のローテーション、配置の分が指定管理者(シルバー人材センター)の方に出せるのであれば、監視下の下ですので、当局の方から指示をしていただいて、そういうローテーションなり、配置の点なんかを資料で示していただければありがたいというふうな感じがします。

もうひとつは、法人。ただいま小松委員が申し上げたとおり、法人の経営者の考えというのは、我々もそこまで言われると分かりませんけれども、是非その法人の経営者の方々との意見交換等、もし差支えなければ、この委員会と法人の経営者の方々の意見交換という場所を設けていただければ大変ありがたいというふうに思います。みなさんそれでよろしいですか。はい、大野委員。

- ○14番(大野忠夫) それと合わせて、事務調査みたいな感じで今回指定管理になった ところ、私まったくわからないところだけなので、みなさん知っているかもしれないけ ど、そういうところの現場を見る機会も、今のに合わせてひとつお願いできればと思い ます。
- ○委員長(大山利吉) 今お2人の委員から出ましたけれども、閉会中の所管事務調査ということで、実現したいと思いますので、当局の方もご協力よろしくお願いいたします。 ほかにございませんか。はい、大野委員。
- ○14番(大野忠夫) 今ちょうど保育所の運営について話が出たところなのですが、この認定保育園やいろいろ含めてですけれども、待機児童というのもあるらしいんだけど、それを超えて余裕はあるんだけど、保育士が足りなくて入所できないという話も聞いておりますので、今必要になったから公募しても資格の問題もあると思いますので集まらないと思うんですよ。そういう意味を考えますと常にそういう事態が発生した時にお願いできる人を補助員とでもいいますか、そういう感じで前もって準備をしておくということも考えていいんではないかと思いますけれども、そこら辺ひとつよろしくお願いしたいと思います。
- ○委員長(大山利吉) はい、播摩課長。
- ○児童家庭課長(播摩幸子) やはり年度途中の臨時保育士の募集となりますと、なかなか見つからないというところが現状でございますので、新年度におきましては4月からそのような余裕のある保育園につきましては、そういう保育士を配置できるようにということで、新しい方法を検討しておりますので、新年度予算ではなんとかよろしくお願いいたします。
- ○委員長(大山利吉) ほかに。ないようでございますので、質疑を終結いたします。 なお、討論及び採決につきましては教育委員会関係の議案審査終了後に一括して行い ます。以上で、一般会計補正予算の討論・採決を除く健康福祉部所管の議案審査は全て 終了いたしました。大変ご苦労様でございました。

なお、ここで児童家庭課長より発言の申し出がございますので、よろしくお願いいた します。

○児童家庭課長(播摩幸子) ただいま資料をお渡しいたしますが、11月29日の所管 事務調査におきまして、説明が足りなかった部分についてご説明させていただきます。 まず最初ですが、保育単価に含まれる経費の内訳ということでございます。 園児1人当 たり1カ月にかかるおおよその経費ということで保育単価を設定しております。0歳児 だと17万円、1・2歳児だと10万円というふうになっておりますが、そこの積算の 内訳は右の方になっております。やはり0歳児にとっては人件費の占める割合が大きく なっております。一般生活費の内容はどうかというところが、この下の方になっており ますけれども、給食材料等、保育に必要な保育材料というふうに積算されております。 そしてこの園児年齢別に一人ひとりの単価を積み上げていきましたこの負担額がまとま りますと、2)の支出科目分析の方になりまして、その中からこのような人件費、事務 費、事業費、それから積立金等々に支出されていくということになります。つぎに、大 仙市の福祉医療費支給要綱でございます。いわゆるマル福制度でございますけれども、 およそどれくらいの収入があるとマル福に該当になるかというようなご質問でございま した。まずこの表の見方でございますけれども、お子さんが6歳未満かというところで まず見ます。6歳未満ですと左側の表をまず見ます。そこで父又は母の所得額、家計を 支えている所得の高い方の方で見ます。そして扶養親族が何人いるかということで扶養 親族の欄の数字を探していきます。とすると、例えば扶養親族2人いる方でありますと、 参考のところにいきますと506万8、000円までの給与収入等がある方まではマル 福が該当するというふうに見ていきます。6歳以上のお子さんがいる場合は、若しくは これ以上の収入がある方は今度右側の方の大仙市の制度というところを見ていきます。 ここになりますと、父母合計の所得額というところで、先ほどの秋田県の制度よりもち ょっと高いところまで見ることができます。参考の給与収入の場合というところになり ますと718万3,000円未満であればマル福に該当するというふうに見ていくこと になります。ただここは参考の給与収入ということでございますので、その方の医療費 控除とか雑損控除とか、いろいろありますので、個々に違いますので最終的にはやはり 税の方と照らし合わせて個人個人で決めていくことになります。

- ○委員長(大山利吉) はい、石塚委員。
- ○12番(石塚 柏) 2つ目の大仙市福祉医療費支給要綱、この中で父又は母の所得額 と給与収入と2つ分かれていますけれども、これ給与収入が高いですよね。所得と格差 ついているというのは何の根拠で格差ついてるのか。
- ○児童家庭課長(播摩幸子) 左の所得額というのが、給与収入から給与所得控除額を引いた額が所得になりますので、給与収入の方が高いということになります。
- ○委員長(大山利吉) みなさん、よろしいですね。

はい、それでは説明職員入れ替えのため、休憩いたします。11時35分に再開いた します。よろしくお願いいたします。

午前 11時24分 休 憩

.....

午後 11時35分 再 開

○委員長(大山利吉) それでは再開いたします。

つぎに教育委員会所管の議案について審査いたします。教育長からご挨拶をお 願いいたします。

- ○教育長(三浦憲一) 連日お疲れのところでございますが、教育委員会関係ひと つよろしくお願い申し上げます。議員のみなさま方には本当に西仙北地区の閉校 行事にご参加いただきました、あるいは学校視察、それから外国語活動そういう ものを積極的にご参加賜わりまして、本当に感謝申し上げたいと思いますし、不 登校の子供支援に関するフォーラムだとか、推進していただきましたり、参加していただいたということで、本当にいろんな分野でありがたいなと思っているところであります。環境大臣賞はほんとにうれしく思いました、地域と小学校、中学校、総力を挙げての結果だったなと思って、感謝申し上げたいと思います。こ のあとマーチングが全国大会ございますので、今年の年末を締めくくっていただければありがたいなと、こう思っているところであります。本日は教育委員会関係、議案、条例の一部改正、指定管理者の指定、一般会計補正予算、特別会計補正予算含めて8件でございます。なんとか希望のある新年に向けた新旧事業の締めくくりであってほしいなと思いますので、ご審議ご承認の程よろしくお願い申し上げたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。
- ○委員長(大山利吉) ありがとうございました。

それでは、審査に入ります。議案第227号「大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。松岡生涯学習部次長兼スポーツ振興課長。

○次長兼スポーツ振興課長(松岡伸幸) 議案書の9ページから10ページをお開き願います。議案第227号「大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。このことにつきましては、これまでのスポーツに関する国の法律、スポーツ振興法がこの度50年ぶりに

現在の社会状況に合わせまして、スポーツ基本法として新しく制定されました。これに伴いまして、これまでの体育指導委員の名称がスポーツ推進委員となったことから、本条例に規定している同委員の名称を変更するため、所要の改正を行うものでございます。なお、施行期日を平成24年1月1日からとなっております。よろしくご審議の上、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

- ○委員長(大山利吉) はい。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。 質疑のある方はどうぞお願いいたします。はい、大野委員。
- ○14番(大野忠夫) 変わる名前はスポーツ推進委員ということで、これと直接 関係はないですけれども、ちょっとこの機会に聞いておきたいことがありまして、 体育推進員について、各地域に体育協会があって、ここに補助金が出ていますよ ね、市の方から、体育協会の方にだったか、この補助金の使い方は明確になって いるものですか。最初にそこをお知らせください。
- ○委員長(大山利吉) はい、松岡次長。
- ○次長兼スポーツ振興課長(松岡伸幸) 体育協会の補助金についてですが、先般の一般質問でも出ておりましたが、スポーツ少年団ならびに体育協会の方に市の方としては補助金を出しております。各支部にそれぞれ出しておりますけれども、基本となっておりますのが、大仙市体育協会として合併時に体育協会の方も合併したわけですけれども、それまでの各地域での市町村からいただいていた補助金を全部大仙市として集めまして、それを従来通り当初は配分しました。そのあと2回ほど見直しをしておりまして、たとえば事業の数、それから人口、そういったものを見ながらですね大分大きな額の開きがございましたので、できるだけ平準化するように整えてきておるところでございます。
- ○委員長(大山利吉) はい、大野委員。
- ○14番(大野忠夫) その額はそういうことで支部の方まで下りてきていると思うんですけれども、問題はそこでなくて、補助金として出されたお金をどういうかたちで使っているかなということなんです。たとえば交際費とかそういうものを認めているのか、ちょっとお聞きしたいです。
- ○委員長(大山利吉) はい、松岡次長。
- ○次長兼スポーツ振興課長(松岡伸幸) それぞれの支部体協の方にお上げしたお 金につきましては、毎年予算書・決算書を出していただきまして、その使い方に

関しても食糧費等に使っているような支部はほとんど見られないようでございます。それぞれの地域にある競技団体へさらに配分したり、それから地域でのスポーツ行事に有効なお金の使い方というものをしているようでございまして、私ども体育協会へまとめてお金を渡しているわけですけれども、そのへんも精査しながら見ておりますし、また監査もしておりますので、飲食等にはほとんど今は使われているようなことはないと認識しております。

- ○委員長(大山利吉) はい、大野委員。
- ○14番(大野忠夫) 監査もちゃんとやっているということなので、その辺のことについては見たこともないんですけれども、課長の方でそうだということなのでそうだと思います。しかし疑わしいものは結構いろんなところで耳にするんです。それでやはり飲食って今言ったけれども、どの程度が飲食なのか、お酒を持っていくのも食糧費になるのか、この辺のことが分からない部分なので、補助金をどこら辺まで使っているのかということを聞きたいのです。そのへんは会計監査の中で領収書とかの関係だと思いますけれども、ないということなので、そうかなと思うんですけれども。わからなければいいです。
- ○次長兼スポーツ振興課長(松岡伸幸) 昔と違ってと言えば語弊があるかもしれませんけれども、今は市の職員も体協の役員の方々もそれぞれ飲食の機会には会費としてきっちりと徴収しまして、また大仙市体育協会の総会とかの飲食に関してもそれぞれ市の役員の方々もすべて会費で行っておりますので、そういったことは今はほとんどないと認識しております。
- ○委員長(大山利吉) はい、大野委員。
- ○14番(大野忠夫) そういう話というのは、スポ少の保護者とかそういう人たちから話がでてくるので、もう少し注意をしていただきたいと思いますので、課長の方から改めてこうだとか言わなくても、なんかそういううわさがあるので、ひとつ気を付けて下さいとかという程度で良いので、なんとか伝わるようにお願いできればと思います。
- ○委員長(大山利吉) はい、よろしくお願いいたします。ほかにございませんか。 なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。 本件につきましては原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(大山利吉) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり「可決すべきもの」 と決しました。
- ○委員長(大山利吉) つぎに、議案第229号「大仙市立学校設置条例の一部を 改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。佐 藤教育指導部次長兼教育総務課長。
- ○次長兼教育総務課長(佐藤裕康) それでは議案書の13ページと14ページの方をご覧いただきたいと思います。議案第229号「大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」であります。大仙市では平成18年度に策定いたしました幼稚園法人化計画に基づきまして、平成20年度から市立の全8幼稚園を法人化する計画としております。今年度まですでに4幼稚園が法人へ移譲されてございます。この計画の一環としまして、平成24年には3幼稚園を社会福祉法人大空大仙へ移譲する計画で予定しているところであります。今回はそれに関連して条例の改正をお願いするものでございます。条例改正案は大仙市立学校設置条例(平成17年大仙市条例第265号)の一部を改正するものでございます。その中の別表第3に幼稚園の名称及び位置を規定している箇所がございます。その中から大仙市立みどり幼稚園の項、大仙市市立太田ひがし幼稚園の項及び大仙市立太田みなみ幼稚園の項を削除するものでございます。なお、この条例の施行期日は平成24年4月1日からでございます。以上、ご説明申し上げましたがよろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。
- ○委員長(大山利吉) はい、説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑 のある方はどうぞお願いいたします。なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。 本件につきましては原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(大山利吉) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり「可決すべきもの」 と決しました。
- ○委員長(大山利吉) つぎに、議案第230号「大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。松岡生涯 学習部次長兼スポーツ振興課長。
- ○次長兼スポーツ振興課長 (松岡伸幸) 議案書の15ページから16ページをお開き願 います。議案第230号「大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について」 ご説明申し上げます。このことにつきましては、雄物川河川緑地運動公園多目的 広場いわゆる大曲地域姫神橋下にあります花火会場の下流でございますけれども、 その河川敷のグランド・ゴルフ等に多目的に利用されている広場についてでござ います。2年ほど前に野芝を貼り整備し管理してきたところでしたが、ここにき まして芝の状態も安定してきたことにより、他地域の施設と同じように利用料金 を徴収するために必要な所要の条例改正をするものでございます。また、近年グ ランド・ゴルフのほかにパークゴルフ等に利用されるケースが多くなってきたた め、他の多目的に利用されている同様の施設、南外ふれあいパーク広場、内小友 にあります大仙市総合公園多目的広場についても、これまでグランド・ゴルフ場 として利用する場合としておりましたが、これに付け加えましてパークゴルフ等 という文言を加えまして対応可能と出来るようにするものでございます。なお、 使用料につきましては、1人1日100円としておりますが、減免措置により大 仙市民は半額の50円となります。なお、施行の期日につきましては平成24年 4月1日からとなります。以上、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い 申し上げます。
- ○委員長(大山利吉) はい、ありがとうございます。当局の説明が終了いたしま した。これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞお願いいたします。はい、 小松委員。
- ○9番(小松栄治) この大曲地区のグランド・ゴルフ場、これ100円の使用料はどう やって徴収しているのか。それひとつと。それと合わせて、ほかの地区もやっているか分か らないですけど、大仙市内の人たちは50円という施設はいくつあるのですか。そのあたり

どうも100円のところと50円のところとさまざまあるんだけど、同じ大仙市内でいなが ら、どうなのだろうかなと疑問に思っております。

- ○委員長(大山利吉) はい、松岡次長、2つの件でお願いします。
- ○次長兼スポーツ振興課長(松岡伸幸) 利用料の徴収に関しましては、現在内小友にありま す多目的運動広場ですけれども、ここに関しましては管理人が常駐しておりませんので、団 体利用がほとんどでございますので、その団体の方々に一応何曜日の午前中はどこというふ うなかたちで、だいたい2カ月くらいを目処に予約していただいております。実際にプレー をして使った日の終わってから、今日は35人使いましたよ。というふうな連絡をいただい ております。それを一か月間まとめて納付書を送付いたしまして、それによって払い込んで もらうというかたちを今とっております。また、西仙北の方では、管理人おりますけれども、 常に張り付いているわけでございませんので、自動発券機を置きまして、それでお金を入れ て券を買っていただいて利用していただくというふうなことにしております。料金の区分け でございますけれども、まず規模の大きいところ、また水洗トイレが箇所にあること、それ から料金徴収の管理人が現場にいるいない、そういった観点で100円と200円というふ うにしております。ちなみに南外ふれあいパークの場合は100円でございます。市民が利 用した場合は50円と。それから協和の米ヶ森公園グランド・ゴルフ場ですけれども、これ は道の駅のすぐ後ろにありまして、これは200円。市民が利用した場合は100円。それ から西仙北緑地運動広場の場合は200円。市民が利用した場合は100円。それから神岡 にあります中川原運動公園のグランド・ゴルフ場は同じく200円。それから大曲の総合公 園多目的運動広場(内小友)これは100円となっております。そのような区分けで料金の 年間の管理費からすると大きい額にはならないですけれども、草刈り等、また芝の管理等に お金がかかりますので、無料ということにはできないということですべて利用料で一部を負 担していただくという観点でお願いしているところでございます。
- ○委員長(大山利吉) はい、小松委員。
- ○9番(小松栄治) 内容はわかりました。内小友も自動券売機になんとか、6,7万かかると思いますけれども、まず我々の西仙北の場合もそうやってやってるので、協和(スキー場)の方から夏・冬やっていただいているようだし、そのあたりの型で設置していただければと思っております。ただ2つ目の料金ですけれども、そこの施設の例えば大変良い施設、お金のかかった施設、いろいろあるわけですけれども、それによって料金が高かったり低かったりしているように見受けられます。果たしてそうなのかな、グランド・ゴルフ場については

太田を除いた形であれば、ほとんど同じくらいの型だようですし、やはり料金の統一をした ほうが良いのではないか。安ければ安いほど良いと思いますけれども、高いところについて はその辺りの公平差が欠けているような感じです。反対している人もいれば、その辺りを何 とするかということなので、平等に料金の設定があるべきじゃないかなと思っております。 その辺りも検討して下さるようにお願いいたします。

- ○委員長(大山利吉) はい、松岡課長。
- 〇次長兼スポーツ振興課長(松岡伸幸) 委員がおっしゃる願意わかりますけれども、西仙北 の場合は当初管理人が常にその場に張り付いていることも、野球場の草刈り等で出ることも ありまして、協和のスキー場の発券機を夏の間使わないということで、1シーズン持ってき て使ったんですけれども、やはり高価なものですので、中古の物がちょうどありまして、1 5万円ほどだったと思いますけれども、西仙北の方へ置かさせていただいております。機会 の置いている場所は、利用される方々が休憩できる場所、それから夜になると戸を閉めて、 その発券機が雨ざらしと言いますか、表に出ないような形になっておりますので、自動発券 機に関しましては、なにもないところに置いた場合、非常に壊される危険等もあります。そ ういったことで、先ほど申しましたような手法をとっているところでございまして、今設定 しようとしている姫神橋の下は、橋の下に、雨降った場合隠れるところがあるんですけれど も、トイレも仮設のトイレが1個しかないと、それに比べまして神岡とか西仙北の場合は、 避難したり雨宿りしたり、トイレも水洗となっておりますし、さまざまなそういった施設の 整備状態が違うものですから、そういった料金でお願いしたいということで、主に利用され ている大曲のグランド・ゴルフ協会の方々とか、そういった方々には来年度辺りからは他の 施設と同じように若干ではあるけれども利用料金をいただくことになると思いますよとい うお話はして、了解は得られておると考えております。以上です。
- ○委員長(大山利吉) はい、小松委員。
- ○9番(小松栄治) まず、私は要望ですけれども、たぶん使っている場合であれば今までただのものを料金支払うとなれば抵抗があったと思うけど、段階的に同じく均していただいて、施設もちゃんとした整備をしていただければ良いのではないかと思いますので、その辺りを順序踏んでやっていただくように要望して終わりたいと思います。
- ○委員長(大山利吉) ということで、よろしくお願いいたします。ほかにございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)
- ○委員長(大山利吉) ないようでございますので、質疑を終結したします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。 本件につきましては原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり「可決すべきもの」 と決しました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午後 0時00分 休 憩

.....

午後 1時00分 再 開

○委員長 (大山利吉) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

つづいて、議案第235号「大仙市立協和公民館淀川分館の指定管理者の指定 について」を議題といたします。当局の説明を求めます。滝沢生涯学習課長。

- ○生涯学習課長(滝沢清寿) 議案書の26ページをお開き願います。議案第235号「大仙市立協和公民館淀川分館の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。この施設は淀川地域住民の文化交流・健康増進等の各種集会施設として平成6年に設置されたものであります。名称・所在地は記載のとおりです。平成21年度から3年間地元事情に精通している淀川振興協議会が指定管理団体として運営してきたもので、今回の更新にあたり指定管理選定委員会から同協議会が指定管理していただくことに相応しいとの答申を受け、施設の指定管理者を淀川振興協議会に指定することについて議会の議決をお願いするものであります。期間は5年間となっております。よろしくご審議の上ご協議賜わりますようお願いいたします。
- ○委員長(大山利吉) はい、説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑 のある方はどうぞお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。 本件につきましては原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(大山利吉) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり「可決すべきもの」 と決しました。
- ○委員長(大山利吉) つぎに、議案第236号「大仙市協和淀川農業漁業者トレーニングセンターの指定管理者の指定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。 松岡生涯学習部次長兼スポーツ振興課長。
- ○次長兼スポーツ振興課長(松岡伸幸) 議案書27ページをお開き願います。議案第236号「大仙市協和淀川農業漁業者トレーニングセンターの指定管理者の指定について」ご説明いたします。この施設につきましては、先ほどの淀川分館と隣接しております。主に地域行事等で利用されているバスケットボールコート1面ほどの体育施設であります。従いまして、地元事情に精通しております淀川振興協議会に分館と同様に合わせて指定管理をしていただくことが相応しいと指定管理選定委員会の答申を受けまして、議会の議決をお願いするものでございます。なお、指定管理の期間につきましては、淀川分館と同様の5年間とするものでございます。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いたします。
- ○委員長(大山利吉) 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある 方はどうぞお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) 質疑がないようですので、質疑を終結をいたします。 これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。 本件につきましては原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり「可決すべきもの」 と決しました。

- ○委員長(大山利吉) つぎに、議案第237号「大仙市西仙北緑地運動広場野球場等の指定管理者の指定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。 松岡次長、引き続き説明をお願いいたします。
- ○次長兼スポーツ振興課長(松岡伸幸) 議案書28ページをお開き願います。議案第2 37号「大仙市西仙北緑地運動広場野球場等の指定管理者の指定について」ご説明いた します。資料記載の3つの施設についてですが、緑地運動広場野球場とグランド・ゴル フ場につきましては、西仙北インターチェンジの横にあるスポーツ施設でございます。 また、西仙北スポーツセンターにつきましては、刈和野駅裏、旧西仙北高校跡地に位置 し、バスケットボールコート2面の取れる体育館。合わせてテニスコート2面、ゲート ボールコート2面を併せ持つスポーツ施設になっております。これらの施設に関しまし て、指定管理者の募集をしたところ7社から応募があり、10月20日開催の指定管理 者選定委員会でプレゼン及び審査した結果、指定管理者としてすでにこの4月から仙北 のふれあい体育館等を指定管理しております株式会社オーエンスが相応しいとの答申を いただきましたので、今般当該会社を指定管理者として指定する議決をお願いするもの でございます。指定管理する期間といたしまして、平成24年4月1日から平成27年 3月31日までの3年間としております。地域住民に対しましてサービスの低下になら ないように注視してまいりたいと思っております。以上、よろしくご審議の上ご承認賜 りますようお願いいたします。
- ○委員長(大山利吉) 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある 方はどうぞお願いいたします。はい、佐藤委員。
- ○26番(佐藤孝次) この指定管理するというオーエンスという会社、債務負担行為というので3,100万という部分が、この予算書の中に出てくるけど、今の指定管理の3施設ばかりでなく、ほかの部分も指定管理しているということで、今現在、これで別の施設も指定管理しているということではないか。
- ○次長兼スポーツ振興課長(松岡伸幸) この3施設だけです。それが債務負担行為で後で出てきます。いずれ金額に関しましては、基準費用額よりも下回った額でやらせて下さいということで出てきております。私どもが試算しました約1,091万3,000円ほどの年間指定管理料に基準費用額として出しておりましたけれども、およそ年間にしますと約46万8,000円ほど下回った金額でやらせていただきますということで出てきておりましたけれども、3年間です。

- ○委員長(大山利吉) はい、佐藤委員。
- ○26番(佐藤孝次) 先走った話になるのかなと思ったけど、今の指定管理を3カ年に したことと、債務負担行為が2カ年で3,100万という書かれ方しているけど、3年 と2年と違っている意味とはどういうことか。その辺り分からないので教えて下さい。
- ○委員長(大山利吉) はい、松岡次長。
- ○次長兼スポーツ振興課長(松岡伸幸) 債務負担行為の期間ですけれども、24年から 27年3月31日までの3カ年ですので。
- ○26番(佐藤孝次) 26年度までだから、3カ年か。わかりました。
- ○委員長(大山利吉) ほかにございませんか。ないようでございますので、質疑を終結 いたします。これより、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) 討論なしと認めます。これから採決いたします。 本案は、原案のとおり 「可決」 することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(大山利吉) ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり 「可決すべきもの」 と 決しました。
- ○委員長(大山利吉) つぎに、議案第240号「平成23年度大仙市一般会計補正予算 (第11号)」を議題といたします。本件のうち教育委員会所管の予算について審査い たします。当局の説明を求めます。鈴木学校給食総合センター所長。
- ○学校給食センター所長(鈴木喜一) 議案第240号「平成23年度大仙市一般会計補正予算(第11号)」補正予算書の17ページをご覧いただきたいと思います。10款 1項4目90事業の学校給食事業特別会計繰出金についてでありますが、691万3,000円を補正し、補正後の予算を6億6,429万8,000円とするものであります。繰出金の内訳でありますが、お手元の資料の教育福祉常任委員会資料の事業説明書 11ページをご覧いただきたいと思います。事業の目的でございますが学校給食総合センターを拠点に各給食センター施設の維持管理及び運営費等に必要な経費を確保しまして、安全・安心な給食を提供するということでございます。主な事業の概要でございますが、当初見込んでおりました経費が単価改正や修繕箇所の増加等によりまして不足が

生じ、改めて追加補正をするものでございます。最初の需用費の燃料費でございますが、 LPガス・灯油代等で合わせまして328万5,000円ほどの補正でございます。

つぎに修繕料でございますが、7センターの小破修繕料、それから総合センターの食 缶の洗浄機の電磁弁の交換、それから協和学校給食センターの食器洗浄機のコンベア部 分の修繕で合わせまして、315万4,000円ほどの修繕でございます。

それから需用費、消耗品費でございますが食器の購入、それから食器のカゴの購入ということで合わせまして、47万4,000円ほどの補正でありまして、合わせまして691万3,000円の補正額であります。以上よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(大山利吉) はい、ありがとうございました。このあとも説明が続くわけですが、給食センター説明分で質疑をしていただき、課ごとに質疑を行っていきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(大山利吉) はい、異議なしと認めます。今の学校給食センターに関しまして、 質疑がございましたらお願いいたします。はい、石塚委員。
- ○12番(石塚 柏) 11ページの事業説明書の中で、需用費、燃料費があります。灯油代311万7,000円で補正の額としては、いやに大きいなと思うのですが、ちょっと説明していただけませんか。
- ○委員長(大山利吉) はい、鈴木所長。
- ○学校給食センター所長(鈴木喜一) これにつきましては、当初予算編成の単価後、いるいろと灯油が上がってきまして総合センターは4,000食の給食を作っているわけですが、灯油を結構使いまして、重油を使っているわけですが、その差額と年間の灯油の実績を考慮いたしますと、その差額分で311万7,000円ほどというようなことでございます。
- ○委員長(大山利吉) はい、石塚委員。
- ○12番(石塚 柏) 当初の予算計上がちょっと甘かったということかな。
- ○学校給食センター所長(鈴木喜一) 当初予算編成時の単価がリッター当たり72円4 5銭というようなことで設定しておりました。その後灯油の単価が上がってきまして、 84円ほどになっておりまして、その差額と年間の実績の量というようなかたちでの補 正でございます。

- ○委員長(大山利吉) はい、石塚委員。
- ○12番(石塚 柏) はい、わかりました。
- ○委員長(大山利吉) ほかに給食センターの件でありませんか。 ないようでございますので、つぎに佐藤教育指導部次長兼教育総務課長。
- ○次長兼教育総務課長(佐藤裕康) はい、それでは予算書の方は同じく17ページでございますけれども、お手元の事業説明書の方に従いまして説明申し上げたいと思います。 1ページの方でございます。教育文化基金積立金についてでございます。補正額は100万円であります。これは去る10月28日、市民団体のトロイメライ大曲から教育関係に使っていただきたいとのご趣旨で100万円をご寄付頂いたことから教育費の寄附金に歳入したものをこの度、教育文化基金に積立するものでございます。今後は市民団体が国際交流をとおして地場産業の活性化など地域に夢と元気を呼び起こす活動を進めてきた経緯から、この趣旨に沿うよう地域文化の振興のために基金を活用する予定でございます。

つづきまして、2ページの方をご覧いただきたいと思います。こちらは統合小学校準備事業費でございます。補正額は407万3,000円でございます。24年4月に統合を予定しております神岡・南外・西仙北小学校の校章・校名等の取替修繕に要する経費を補正願うものでございます。校章等のデザインはほぼ決まりつつあることから、校名も含めまして、その付替えに要する費用を見積もり計上したものでございます。神岡小学校が8箇所で149万5,000円。南外小学校が6箇所で127万8,000円。西仙北小学校が66箇所で110万6,000円の合計と消費税を含めまして、107万3,000円の補正を願うものでございます。

おなじくつぎの3ページの方は、中学校の方の費用でございます。中学校の方も同様でございます。西仙北中学校になりますけれども、9箇所の付替えを予定しておりまして、120万8,000円の補正を願うものでございます。

つぎに4ページの方をご覧いただきたいと思います。こちらは小学校教育振興費補助金、各種大会派遣費の補助金でございます。市内小学校のマーチングバンドが天童市で開催されました東北大会に勝ち抜き、埼玉で開催される全国大会に出場することになりました。現予算の不足分130万3,000円を補正願うものでございます。

おなじくつぎの5ページの中学校分につきましても同様でございまして、中学校のマーチングバンドのほか、ジュニアオリンピック全国選抜大会など各種大会への派遣費等としまして現予算の不足分260万円を補正願うものでございます。

つぎに6ページの方をご覧いただきたいと思います。こちらは理科教育等設備整備費についてでございます。小学校の方の補正額は151万2,000円。国の補助事業でございます理科教育設備整備費補助事業を活用しまして、各小学校の理科・算数設備を年次計画で整備しようとするものでございます。この度国からの交付決定を受けましたことから、今定例会に補正計上したものでございます。ちなみに今年度は太田北小・太田南小・太田東小・そして豊川小の4校で151万2,000円であります。

つぎの7ページの方は同じ事業で中学校について計上したものでございます。今年度の中学校への事業は太田中学校及び協和中学校の2校分となりまして、76万4,000円でございます。以上簡単でございますけれども説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- ○委員長(大山利吉) はい、ありがとうございました。教育総務課関係の説明が終わりました。質疑のある方はどうぞお願いいたします。はい、佐藤委員。
- ○26番(佐藤孝次) 理科教育等設備整備費という事業について、ずいぶん長いあいだ 行われている事業で、合併前から継続してあると認識しているわけですが、設備整備費 というからには、その辺で使うものではない、このあともあるものと認識して良い事業 と捉えていいのか、教えて下さい。
- ○委員長(大山利吉) はい、佐藤課長。
- ○次長兼教育総務課長(佐藤裕康) 毎年継続してございます。委員ご指摘のとおりでございます。実は1校当たりの設備の基準的なものがあるようでございまして、小学校の理科設備等に関しましては1,000万ほどの設備費が基準として設けられているようでございます。ちなみに今現在どのくらい整備されているかということになりますと、例えば太田北小学校では基準金額というのがございまして、1000万ほどですけれども、実際に整備済みとなっているのは200万足らずというところでございまして、800万ぐらいの額はまだ未整備となっておりますので、今後年間の20万前後の整備率でございますとなかなか補助金が来ないということもありまして、補助金が20万で、事業費ですと2分の1ですので40万ぐらいずつ整備されていくわけでございますけれ

ども、整備されていないところにつきましては、かなりこの先もかかるということでございます。

- ○委員長(大山利吉) はい、佐藤委員。
- ○26番(佐藤孝次) そこのあたり、国の方では織り込み済みで今の予算措置しながら 将来にわたって方向づけしていこうとしていると認識してもいいのか、教えて下さい。
- ○教育指導部長(青谷晃吉) 理科と算数、数学に関しては、昔から教育振興法という法 律がございまして、この学校の規模であればたとえば顕微鏡が何台必要だとか、学級数 に応じた基準がございます。これに関して充足率が何パーセントかということを各学校 に管理していただいておりますが、これにつきまして今まで学習指導要領等かわっても 一定の数ということになっておりましたけれども、今度新しい学習指導要領にこの度か わりましたものですから、特に理科とか算数、数学に関しては中学校で授業数も大幅に 増となったりしまして、いままでお休みになっていたそういう単元が復活したと学習内 容も多々ありまして、前よりももう少し稼働させなければいけない備品等が増えてきた こともあります。ですから学校としては、充足率に100%以上未達ているというとこ ろありませんので、充足率を勘案しながら各地域を転々と回らさせていただいておりま すから、今の学習指導要領の中身を考えますとやはりこういった一身法に関しては継続 していかなければいけないなという状況だと思います。
- ○26番(佐藤孝次) はい、わかりました。
- ○委員長(大山利吉) ほかにございませんか。はい、小松委員。
- ○9番(小松栄治) 2ページと3ページですけれども、全部で407万3,000円と 120万8,000円の追加で、これみればほとんど分かりますけれども、お聞きした いことがありまして、校歌はもう決まったのか、絞り込んでいるということでしたけれ ども、それひとつと合わせて、年内に決まりますと体育館の横に掲げている校歌の書き 換えの作業もございますので、そのあたりはいつごろになるのか。それから演台の校章 とありますが、演台に貼る校章のことですか、それが5万8,000円ということですか。
- ○委員長(大山利吉) はい、佐藤課長。
- ○次長兼教育総務課長(佐藤裕康) 校歌および校章の選定委員会の第2回目が11月2 9日および12月2日に開催されまして、神岡地域及び西仙北地域につきましては、選 定委員会の方から答申案をいただいておる状態です。ただ南外地域の校歌の方が若干遅

れ気味でございまして、全体が出そろったところで、広報等で皆さまにお知らせすることの予定しておりますけれども、まだ南外の方で校歌の方が決まりかねておるところでございますので、みなさんに心配かけてお待たせしている感じですけれども、神岡と西仙北に関しましては、実は内々に確定してございます。それを受けた形で特に校章の方につきましては、マークの形によっても値段が違ってくるということでございますので、それが出来たところで見積もりをいただきながら、変えていきたいということでございますので、先ほどの演台は、演台そのものを交換するわけではなくて、演台についているマークだけを替えるということでございますが、各学校によっては違いがありますので、現段階の見積もりの額を計上しながら補正に上がるという段取りでございます。校歌の方の書き換えの予算は当初の方に計上させていただいておりますので、そちらの方で対応いたします。

- ○委員長(大山利吉) はい、小松委員。
- ○9番(小松栄治) やっぱり最初の入学式に歌うものですので、その前に在校生は練習するはずだと思います。どうかひとつ早目に書き換えして下さればなと思います。それからこの中にはないと思いますけれども、西仙北の場合であれば委託のバスですけれども、そのバスを使う場合はシールとかで書かれているものなのか、ただ大仙市だけのバスということなのか、ということは西仙北の場合はくろもり号とか、ふくしバスとか、それなりに
- ○委員長(大山利吉) はい、佐藤課長。
- ○次長兼教育総務課長(佐藤裕康) 委員もご存じだと思いますけれども、西仙北地域は すべからく民間業者さんの方へ委託するということでありますけれども、バスの方をス クールバス専用のバスということでお願いしている状況ですけれども、そのバスにペン キとかで特定した形で書いてくださいという指示はしておりません。ただ当然12路線 あるわけでありますので、同じ地区をバスが何台も通るということも当然予想されてお りますので、しっかり前後に方向づけする路線名等を掲示しながら運行して下さいとい うことは指示しております。
- ○委員長(大山利吉) はい、小松委員。
- ○9番(小松栄治) 子どもたちが待っているのに、慣れるまで、来なかったり、来て行ってしまったか見逃したりする恐れもあるので、そういうことがないように目印でもあればと思ってでした。

- ○委員長(大山利吉) ほかにございませんか。ないようですので教育総務課関係の質疑 はこれで終結いたします。つぎに教育指導課の説明をお願いいたします。小笠原教育指 導課長。
- ○教育指導課長(小笠原 晃) まず初めに11月の横堀小学校での視察は大変ありがと うございました。教育指導課所管分についてご説明いたします。補正予算書はおなじく 17ページです。あわせて事業説明書の8ページをご覧いただきたいと思います。今回 お願いする補正予算に計上する事業費は教育指導課分は1件であります。10款2項2 目教育振興費94事業ウインタースポーツパワーアップ事業費であります。補正額は使 用料及び賃借料で61万6,000円です。財源はすべて県の補助金であります。昨年 度から行われている県保健体育課主管の補助事業であります。目的は雪国である本県の 自然条件を活かして、積極的にウインタースポーツに親しむことを支援するとともに、 冬期間、運動不足になりがちな児童の体力の維持・向上を図ることです。大仙市が補助 対象者となって小学校が体育行事として実施するスキー教室に要する経費に対して1校 当たり上限を10万円として補助金を受け、バスの借り上げ料の一部や外部指導者の謝 金等に支払うことができます。補助金の申請はスキー教室と体育の授業として行うスキ ー授業を合わせて年間6時間以上の実施という条件を満たす学校が申請し、保健体育課 が内容を精査して審査要領に基づき申請校の授業時間数や実施規模、取り組みの効果を 行って、補助対象校を決定しております。今年度本市からは10校が申請し、大曲小学 校など記載の8校が補助対象となり、今回の補正をお願いするものです。なお昨年もご 指摘をいただきましたが市内スキー場の活用につきましては、スキー教室及びスキー授 業を行うすべての小学校で市内スキー場を活用しております。今回の補助対象では市内 スキー場のほかにリフト設定台数が多く待ち時間が少なく十分運動ができること、また 子どもの技能レベルに合わせた多様なゲレンデが利用できること、大人数でも一緒に休 憩や昼食が出来ることなどを考慮して、田沢湖スキー場を利用する学校もいくつかはあ ります。このことにつきましては、交流と連携をキーワードに子どもたちに多様な体験 を積ませることを推進している意味でも、なにとぞご理解をいただきたいものと思って おります。以上であります。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。
- ○委員長(大山利吉) 説明が終わりました。教育指導課分についての質疑がございました。お願いいたします。はい、小松委員。

- ○9番(小松栄治) 十校のうち八校で、その他にかなりの学校がありますよね。統合に なる学校でも田沢湖に行っているようであります。そういった学校はどうなっているの ですか。
- ○委員長(大山利吉) はい、小笠原課長。
- ○教育指導課長(小笠原 晃) 10校申請して、残念ながら2校が対象にならなかった わけですけれども、小学校のスキー授業等は本市は26校すべておこなっております。 希望しない学校の理由としましては、スクールバスの手配または市のバスの手配がつく。 それから市内スキー場はリフト代が無料になっておりますし、指導者は保護者を活用す るという学校もありますので、車券等がいらないと、そういうふうにほとんどお金を使 わずにスキー教室の授業を実施できる学校は申請をしなかったというふうに認識してお ります。
- ○委員長(大山利吉) ほかにございませんか。ないようでございますので、つぎに熊谷 生涯学習部次長兼文化財保護課長。
- ○次長兼文化財保護課長(熊谷博英) 補正予算書の17ページでございます。10款5 項6目10事業文化財保護経費事業、それから20事業指定文化財等保存整備事業費で ございます。説明につきましては、事業説明書の9ページ・10ページでございますの で、順次説明させていただきたいと思います。はじめに9ページでございます。文化財 保護経費でございます。これにつきましては、刈和野大綱引き保存継承事業協議会負担 金の50万円の増額補正でございます。この事業につきましては、大仙市を代表する冬 の民俗伝承行事である国指定重要無形民俗文化財「刈和野の大綱引き」を市の観光振興 の中核に位置づけ、行事を行う団体の育成を図り、行事の継承による地域活性化を図る ことを目的とした事業でございます。補正の内容でございます。綱引行事に用いていた 稲わらは、これまで岩手県や宮城県から安価に購入しておりましたが、今回の東日本大 震災による放射能汚染や風評被害が広まり行事への影響が懸念されているところでござ います。これまで稲わら確保等に必要な経費については、費用の一部を市が負担して行 事の開催を支援してきたところでございます。放射能の影響などから今年度は市内から 稲わらを確保することといたしましたが、機械化により稲わらの確保が難しいことや大 綱製作者の減少に伴い制作賃金も高くなっていることから、稲わら代及び制作賃金のか かり増しとなる経費の増額補正をお願いするものでございます。内訳としましては、綱 引に必要な、わら7,000足でございますけれども、それに伴う稲わら購入費かかり

増しの35万円と、大綱製作費賃金かかり増しとして15万円。合わせて50万円の補 正をお願いするものでございます。今後につきましては地元の伝統行事であることを踏 まえ稲わらの確保については地元産のわらを使用していくこととして、それにより刈和 野大綱引きの方々からご理解いただき、行事の保存継承に努めていきたいと考えてござ います。

つぎに10ページでございます。指定文化財等保存整備事業費でございます。これにつきましては、国登録有形文化財建物補修工事費補助金でございます。49万8,000円の補正をお願いするものでございます。3月11日に発生しました東日本大震災において被災した国登録文化財について大仙市文化財保存等継承事業補助金交付要綱に基づきまして補助金を交付するものでございます。内容といたしましては、国登録有形文化財である強首樅峰苑の建物補修工事補助金でございます。震災により漆喰壁の亀裂、それから階段室の手摺りのズレ、土間コンの亀裂、廊下の補修が必要なことから所有者からの補助申請が上がってございます。この建物は温泉を経営しており利用者の少ない2月ころの工事を予定しており、今回の補正をお願いするものです。申請の建築工事費は149万4,570円で補助要綱により、その3分の1にあたる49万8,000円の補正をお願いするものでございます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- ○委員長(大山利吉) はい、ありがとうございました。説明が終わりました。文化財保 護課につきまして、質疑がございましたらお願いいたします。はい、小松委員。
- ○9番(小松栄治) これ来年、市の方でまたは保存会の方で唐津郡からのご来賓を招待 している者なのか、これからなされるものなのか、ひとつお願いします。

それから、これあとからでもいいですけれども、委員長にお願いですけれども、大綱を制作するためにわらスギから組網から綱結いといいまして、小学校・中学校・高校まで大人を交えてやる作業がございます。どうか委員会でも視察訪問、このように負担金500万円をやっているものだから、どのように使われてどのように消化しているものなのか、閉会中で結構ですので視察して下さるようよろしくお願いします。

○委員長(大山利吉) 小松委員からの要望でございますが、制作中において、いつが一番補正を付けた内容を見れば一番良いかということを地元の議員から日にちを提示していただいて、みんなの日程が合えば、ぜひ所管外事務調査で皆さんのご意見を聞きながらやっていきたいと思います。では、その前の質問、課長お願いいたします。

- ○次長兼熊谷文化財保護課長(熊谷博英) 唐津郡の関係でございますけれども、これに つきましては担当の方がうちの方でございませんので確認してございません。今確認す ることができませんので、よろしくお願いしたいと思います。
- ○委員長(大山利吉) あとで確認していただいて、お知らせ願いたいと思います。ほか にございませんか。はい、石塚委員。
- ○12番(石塚 柏) 関連して9ページの大綱引きのわらの購入費、全体の3割が県外から入れていたと、だけども110万円に対して35万円、逆にかかり増ししています。 県外から持ってくるそれだけの手間もあったのか、地元調達だからむしろ安くならなければ、おかしいというふうに考えるんですが、単純計算すると相当の値上がり率になります。その辺の内容はどういう内容ですか。
- ○次長兼文化財保護課長(熊谷博英) はい、この値段でございますけれども、今まで県外の岩手県や宮城県から購入していたわけですけれども、これについてはもともと岩手県・宮城県の方については、ハサ架けで行っている業者があるわけでございます。安価の単価で仕入れていたということでございます。大仙市においてはハヤ架けで行っている農家がいないわけでございます。それでもかなり安い値段で今までやっていただいていたところでございます。今回全部大仙市の中で調達しようということになった場合について、新たにお願いしなければならないということで、なかなかそれを行っていただける農家がおらないということで、単価の方を上げてお願いするということになったことでございますので、その点についてはどうかご理解をいただきたいと思います。
- ○委員長(大山利吉) はい、石塚委員。
- ○12番(石塚 柏) 今、農家もおいしい米を出そうということでハサ架けをブランド 化してやってきている農家が出てきております。そういった農家と協力しながらやって いけば購入費を逆に高くなるというのはちょっと理解できないので、一工夫をお願いし たいと、そういう意見もあったということで検討願えればと思います。
- ○次長兼文化財保護課長(熊谷博英) いずれですね、この中の調達についてはできれば 大仙市内ということで将来的にすべてを大仙市内で調達したいと考えてございます。今 現在、今年のわらに調達については大仙市が50%、隣接町村が50%というかたちに なってございます。地元の行事でございますので、将来的にはすべて大仙市で調達でき るようなかたちで行ってまいりたいと考えてございますので、それから単価等について でございますけれども今委員が申されたように今後についてはなるべく安く仕入れられ

るものであれば、そのようなかたちで進めてまいりたいし、また余ったお金で他の綱引等の事業に利用させていただくというかたちで進めてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

- ○委員長(大山利吉) ほかにございませんか。はい、杉沢委員。
- ○6番(杉沢千恵子) 樅峰苑のことなんですけれども、去年か一昨年、階段のところの 踊り場だったかちょっと忘れましたけれども、あの時も修理のためにお金を出したよう な気がします。今回も手摺りということですので、もしかしたらその部分に関して、し っかりやらないとあちこちが部分的に小さいお金で、こっちやったりあっちやったりし ていくと最後にごとっといってしまうと困りますのできちんと危ないところは文化財で すので、ちゃんとお金を大きく出してもしっかり補修するという考え方をしていった方 が良いのではないかなと思いましたので、来年の予算辺りで、もし対応ができるようで あれば、しっかりそこら辺も考えてもらいたいと思います。これは要望ですのでお願い いたします。
- ○委員長(大山利吉) 課長、もしあれば。
- ○次長兼文化財保護課長(熊谷博英) 実際いずれ補助要綱により3分の1の補助ということになっておるわけでございます。現在の考え方としては3分の1の補助費を上げようかという考えは持ってございません。いままでどおり、この3分の1の補助で行っていこうと考えてございます。ただ委員が申されましたことにつきましては、直す側も当然負担が多くなるわけでございますけれども、そのような点については、こちらの方でも指導をしながら良い方向に向けてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。
- ○委員長(大山利吉) ほかにございませんか。よろしいですね。それでは文化財保護課 の方の質疑はこれで終わります。つぎに滝沢生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(滝沢清寿) 補正予算書19ページ、あわせまして事業説明書12ページをお開き願います。補正予算書4ページにも記載がございますので、そちらの方もご覧いただきたいと思います。本案は先ほどご承認いただきました協和公民館淀川分館の指定管理に伴う指定管理料の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。限度額は指定期間5年間分1,525万円です。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。
- ○委員長(大山利吉) はい、説明が終わりました。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(大山利吉) ないようでございますので、つぎに松岡スポーツ振興課長お願い します。
- ○次長兼スポーツ振興課長(松岡伸幸) 同じページでございます。事業説明書の方は13ページになります。議案第236号でご説明申し上げましたけれども、協和振興協議会の方に指定管理する債務負担行為についてでございます。24年度から28年度までの5年間で259万5,000円の債務負担行為の補正をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。
- ○委員長(大山利吉) はい、説明が終わりました。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) ないようでございますので、これにて平成23年度大仙市一般会計補正予算の教育委員会所管課の説明及び質疑は終了いたしました。ここで質疑を終結いたします。なお、討論及び採決につきましては健康福祉部所管の補正予算とあわせて一括して行いたいと存じます。

以上で、一般会計補正予算の討論、採決及び学校給食事業特別会計補正予算を除く教育委員会所管の議案審査はすべて終了いたしました。大変ご苦労様でした。

ここで、議案説明職員入れ替えのため、暫時休憩いたします。再開は午後2時といたします。

午後 1時50分休憩

.....

午後 2時00分 再 開

○委員長(大山利吉) それでは、休憩前に引き続き、審査を再開いたします。 平成23年度大仙市一般会計補正予算(第11号)をふたたび議題といたします。 これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。 本案は、原案のとおり 「可決」 することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(大山利吉) ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり 「可決すべきもの」 と 決しました。
- ○委員長(大山利吉) つぎに、議案第242号「平成23年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。当局の説明を求めます。鈴木学校給食総合センター所長。
- ○学校給食センター所長(鈴木喜一) 議案第242号「平成23年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算(第3号)」についてご説明申し上げます。補正予算書の33ページをご覧いただきたいと思います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ691万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,581万円とするものであります。つぎに38ページをご覧いただきたいと思います。事項別明細書の歳入でございますが、2款1項1目一般会計繰入金691万3,000円は、一般会計からの繰出金でございます。つぎに39ページをご覧ください。歳出でございますが、1款1項1目12事業管理及び運営費についてでございますが、需用費の691万3,000円の追加補正をお願いするものであります。詳細につきましては、一般会計補正予算書の繰出金の内訳で説明したとおりでございますので、説明を省略させていただきます。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。
- ○委員長(大山利吉) はい、説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑 のある方はどうぞお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。 これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。 本件につきましては、原案のとおり 「可決」 することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり 「可決すべきもの」 と 決しました。 ○委員長(大山利吉) つづいて、陳情第35号「学校給食に地場産野菜活用の一層の向上を求めることについて」を審査いたします。

本件に関して、質疑および意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) 質疑がないようでございますので、これより採決をいたします。 本件は、採択とすることにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) ご異議ないものと認め、本件は「採択」とすることに決定いたしました。

以上で、陳情第35号の審査は終了しました。

この際、お諮りいたします。採択した陳情第35号「学校給食に地場産野菜活用の一層の向上を求めることについて」は、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(大山利吉) ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
- ○委員長(大山利吉) つぎに、陳情第38号「介護職員待遇改善交付金の継続」の意見 書採択を求めることについて審査いたします。

本件に関して、質疑およびご意見ありましたら、お願いいたします。はい、小松委員。

- ○9番(小松栄治) 課の専門の方から内容について、わかってることがあったら我々に 教えてもらいたいと思いますけれども。
- ○委員長(大山利吉) 当局の方から参考意見お願いします。はい、健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(佐々木 昭) ただいまの陳情につきまして、うちの方の社会福祉課長 の方から説明させていただきますので、よろしくお願いします。
- ○委員長(大山利吉) 課長、お願いいたします。
- ○社会福祉課長(佐々木清哉) 介護職員の待遇改善交付金につきましては、他の産業と 比べ給与が下回る介護職員の賃金を引き上げるというふうなこと、あるいは人手不足を 解消するというふうなことを目的といたしまして、平成21年度に創設された交付金で ございまして、本年度平成23年度までの時限設置となっております。ただこの交付金 につきましては都道府県の基金を通じまして介護職員1人当たり決算で1万5,000

円ほどを事業者に交付して来ておりますけれども、実際には介護職員に対しては一時金あるいは諸手当というかたちで支給されるケースがほとんどでございまして、なかなかベースアップというふうな部分に、本質的な処遇改善につながっているというふうな状況ではないという批判が出ております。そういったことを受けまして今回厚生労働省が企業水準の向上を含めた処遇改善が確実に、かつ継続的に講じる必要があるという観点から介護職員処遇改善交付金というものを今年度で廃止すると、そして新たに介護報酬に処遇改善加算というものを設けまして職員待遇を継続するという案を社会保障審議会の介護給付分科会にお示しいたしまして、そして現在来年度以降の介護保険の制度改正に伴う介護報酬の会計の中で、この処遇改善の交付加算という部分が今検討されているというふうな状況でございます。以上です。

- ○委員長(大山利吉) はい、ありがとうございました。参考意見をお聞きしたのですが。 はい、小松委員。
- ○9番(小松栄治) この中に理由ありますが、最後から4段目のところで介護報酬のアップ分を処遇改善に充てるか否かは事業者の判断次第となっているということでありますが、その中で継続して下さいという意見書を国に提出して下さいということで、意図するところを我々はつかめないところもあるし、ちょっと測りかねないところもあるので、もうちょっと詳しく教えて欲しい。
- ○委員長(大山利吉) はい、佐々木課長。
- ○社会福祉課長(佐々木清哉) まず委員ご指摘のように、いわゆる介護職員の賃金をアップさせようということで今回交付金という3年間の交付金を配ったわけですけれども、先ほど説明したようになかなか本人の給与改善には至っていないと、また逆にその分を介護報酬に転嫁すると、事業者が介護報酬を受け取るわけですので、それがストレートに介護職員の方の給与改善につながるかというふうなことも、また改善できないという状況が予想されるわけですけれども、今回国の方で示している加算の要件の中で、こういったことを考えているようでございます。というのは、新しい制度に加算を設けて事業者が受け取るということに対して一定の条件を与えようとしております。というのは、23年度末の賃金を下回らない給与を職員に支給するということを条件にその加算金を受けた場合、一定割以上を介護職員の本給で支給する必要があるというあたり、単項を取って、前年度の現行の賃金を下回らないようにするという条件で、この加算を検討しているというふうな状況でございます。

- ○委員長(大山利吉) ほかにございませんか。はい、佐藤委員。
- ○26番(佐藤孝次) いまのその参考意見を受けて、ただこの部分については予算化されているわけでもないので、来年の当初予算ということだから、それまでのあいだ、そのものがそのものとしてきちっと通るということとすれば、それにそぐわない意見書になることだから、むしろそれまでの間、継続審査というかたちにしておいた上で、見届けるといったかたちの方がむしろ理屈あっていると思います。
- ○委員長(大山利吉) はい、わかりました。ほかにございませんか。小松委員。
- ○9番(小松栄治) いままでのシステムはどうなっていたの。
- ○社会福祉課長(佐々木清哉) いままでは介護保険の事業者が県の方に交付金の申請を して、そして1人当たり1万5,000円の交付金を受け取っていたというふうなこと で3年間続けてきたところでございます。
- ○委員長(大山利吉) ほかにございませんか。なければ質疑を終結いたします。 これより採決いたしますが、本件は、継続審査とすることにご異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- ○委員長(大山利吉) ご異議ないものと認め、本件は「継続審査」とすることに決定い たしました。
- ○委員長(大山利吉) つぎに、陳情第39号「大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・ 介護を求めることについて」を審査いたします。

本件に関して、質疑および意見はありませんか。

これも参考意見聞きますか。それでは参考意見を健康増進センター所長。

○健康増進センター所長(今田秀俊) この陳情に関しましては、秋田県医療労働組合連合会の方から出されている陳情でございます。内容といたしまして東日本大震災で「医療崩壊」「介護崩壊」などの実情が明らかになりまして医師・看護師・介護職員など医療・福祉労働者の人手不足も浮き彫りになりました。その中で医師・看護師・介護職員の「大幅増員」と「夜勤改善」運動を実施した中で、つぎの3つについて国の方に要望していただきたいという内容でございます。3つの内容について申し上げますと、看護師など夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とすること。医療・社会保障予算を増し、医師・看護師・介護職員などを大幅に増やすこと。国民負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現することというふうに

なっております。この中身を見ますと労働時間は当然1日8時間というふうに決められておりまして、労働基準法の中では1日8時間、週40時間の労使契約の中で今実際行われているわけですので、この週32時間というのは看護師さん方の労働時間を、厳しい労働時間の中でこういうふうな改善をしていただきたいというふうな内容かと思います。それから2番目の医療・社会保険予算を増して、医師・看護師・介護職員などを大幅に増やしてほしいということですが、この中では日本の1,000人当たりの看護師数は6.9人でございまして、外国に比べて非常に低いということでございますし、また全国で年間4万人から5万人の看護師が誕生しているわけなんですけれども、それでも人手不足という中には、やはり看護師の人方がそれ以上に辞めているという事実でございます。女性の方ですので出産、あるいは結婚、仕事のストレスなどありまして、辞めていく人が多いという中で、看護師を確保して欲しいというための待遇改善についてだと思います。それから3番目の国民負担を減らし、安全・安心の医療・介護を進める、これは当然のことだと思っております。以上意見として申し上げます。

- ○委員長(大山利吉) はい、ありがとうございました。はい、小松委員。
- ○9番(小松栄治) 陳情の項目が3つありますが、1番目の場合は週40時間なので、 それを32時間にしてほしいと、大変良いことだけども、今の方では無理がある。ただ し2番目、3番目については、やる必要があると感じています。その辺りを踏まえてみ ますと、2つは良くて、1つは継続なところもあるといったところでありますけれども、 その辺り参考意見お願いします。
- ○委員長(大山利吉) はい、今田所長。
- ○健康増進センター所長(今田秀俊) 今の日本の労働基準法の中には、労働時間は決められておりますけれども、職種ごとの時間というのは当然決められていないわけです。 それで、この32時間というのは、今説明したとおり、今の労働基準法では週40時間となっておりますので、こちらの陳情書の中には、厳しい仕事の中でゆとりをもって仕事をしたいというふうな意味かと思われます。
- ○委員長(大山利吉) はい、ありがとうございました。質疑がなければ、暫時休憩に入ります。

午後 2時16分 休 憩

午後 2時23分 再 開

○委員長(大山利吉) それでは休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。 本件につきまして、採決をしたいと思います。本件に対して、採択に賛成の方の挙手 を求めます。

(賛成者少数)

- ○委員長(大山利吉) 採択が2名でございまして、本陳情に関しては「不採択」という ことで可決されました。
- ○委員長(大山利吉) つぎに、陳情第40号「社会保障と税の一体改革」の中止を求めることについてを審査いたします。

本件に関して、質疑および意見はありませんか。はい、石塚委員。

- ○12番(石塚 柏) 今回の内容は、日本の将来を含めて大きく決める中身で、今国会の中でマクロ経済も含めて、頭の良い人たちが集まって、必死になって議論している時なので、我々が中止とか賛成とか、一生懸命やっている人たちに対しておこがましいということで、不採択していただきたい。
- ○9番(小松栄治) 国でも今はっきりしていない状態なので、中止を求めること自体もおかしいし、もしかすれば増税するかもしれない。今審議中なので、もう少し様子を見る必要があるのではないかという気がします。中身もわからないうちから、我々が判断できるものかと感じているところです。中身について、執行部にわかることがあったら教えて下さい。
- ○委員長(大山利吉) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(佐々木 昭) ございません。
- ○委員長(大山利吉) 例えば今、石塚委員なり小松委員が申し上げたとおり、国会の方でこれからどういうかたちになるのかという中において、我々一地方自治体がこうだこうだと申し上げるのはおこがましいと石塚委員が言うとおりだと思います。そういう点において、どのような扱いにしたらよいか。

暫時休憩いたします。

午後 2時32分 休 憩

.....

午後 2時38分 再 開

○委員長(大山利吉) 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

本件につきましては、継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(大山利吉) ご異議ないものと認め、本件は「継続審査」とすることに決定い たしました。
- ○委員長(大山利吉) つぎに、所管事務に係る閉会中の継続審査及び調査に関する件 についてお諮りいたします。

お手元に配付しております案件につきまして、議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) ご異議がないようですので、そのように決定いたします。 この際、委員の皆様から何かございましたら、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) これをもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。 長時間にわたり、大変ご苦労様でした。

午後 2時48分 閉 会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成24年 月 日

教育福祉常任委員会委員長 大山利吉